

中小企業の振興に関する施策の実施状況報告書

(令和3年度)

令和4年9月

兵 庫 県

目 次

1	概況	4
2	中小企業施策の実施状況	7
	中小企業の支援体制等の強化（第 11 条関係）	7
	中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成（第 12 条関係）	21
	中小企業者の雇用環境の整備（第 13 条関係）	31
	中小企業の新たな事業の展開等の促進（第 14 条関係）	37
	中小企業の販路の拡大支援（第 15 条関係）	44
	中小企業者の受注機会の増大（第 16 条関係）	46
	中小企業の創業等の促進（第 17 条関係）	46
	中小企業の事業の承継の促進（第 18 条関係）	51
	中小企業者の災害時の事業継続支援（第 19 条関係）	52
	地場産業の振興（第 20 条関係）	54
	商店街の活性化（第 21 条関係）	56
3	中小企業施策の実績評価	61
<参考資料>		
	中小企業の振興に関する条例（平成 27 年兵庫県条例第 44 号）	64

1 概況

平成 27 年 10 月に施行した中小企業の振興に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、ひょうご経済・雇用活性化プランのうち中小企業の振興に関する部分を中小企業の振興に関する計画とし、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図っている。

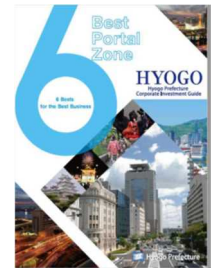
この報告書は、条例第 24 条に基づき、平成 27 年度における中小企業の振興に関する施策の実施状況を、県が講じる責務として規定された施策分野毎にとりまとめたものである。

(1) 中小企業の支援体制等の強化（条例第 11 条関係）

ア 企業立地支援体制の整備と企業立地活動の強化を図るため、企業立地を支援する総合窓口として（公財）ひょうご産業活性化センターに設置している「ひょうご・神戸投資サポートセンター」において、国内外からの企業誘致を効果的に実施する等の取組を行った。

イ ひょうご産業活性化センターを中核とした県内 19 の構成機関によるネットワーク「中小企業支援ネットひょうご」を構築し、ワンストップで企業のニーズに対応するとともに、成長潜在力の高い企業を選定し、専門家による指導・助言等により、中小企業への支援を実施。また、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症緊急対応後の中小企業に対し、活性化センター及び金融機関による企業経営の維持継続サポート・伴走型支援も実施した。

ウ コロナ禍により増加する窓口相談に対応するため、商工会・商工会議所が OB 等を雇用する費用を臨時的に支援し、商工会・商工会議所の相談機能を強化した。



外資系企業立地促進
パンフレット

(2) 中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成（条例第 12 条関係）

ア 県内に事業所を有する IT 事業者等が、地域の多様な主体と連携し、IT を活用できる多様な人材を育成しつつ、地域課題の解決を目指す実証事業等を実施した。

イ 多様な分野におけるドローンの利活用を促進するため、国の認定を受けたドローンスクールと連携し、ドローン導入を検討している事業者に対し、操作技術等の研修を実施することでドローン活用人材の育成を行った。

ウ 県内中小企業の人材確保を図るため、大学生等を対象としたインターンシップを実施した。また、令和 3 年度は県内外からの参加促進のため、中小企業の WEB インターンシップの導入支援も実施した。

(3) 中小企業者の雇用環境の整備（条例第 13 条関係）

ア 県内企業のワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、「ひょうご仕事と生活センター」において、普及啓発、情報発信、相談・研修など多様で柔軟な、働きやすい雇用就業環境の創出に取り組んだ。

イ 中小企業のテレワークの導入を促進するため、機器購入費、システム・ネットワーク構築費等導入に要する経費に対する助成を行った。



表彰企業
2020
表彰企業ロゴマーク

ウ ものづくり中小企業における人手不足解消、ダイバーシティ経営による競争力強化に向け、最大の潜在力である女性のものづくり分野への就業促進するため、女性活躍企業等の情報発信、女性文系人材が活躍できる業務の切り出しにかかるコンサルティング等、業務仕分けセミナーの開催等を行った。

(4) 中小企業の新たな事業の展開等の促進（条例第 14 条関係）

ア 最先端分野の産官学連携による萌芽的な研究調査や本格的な研究開発を目指す立ち上がり期の研究プロジェクトを支援した。また、令和 3 年度は成長産業育成コンソーシアムの充実を図るため、成長産業育成コンソーシアム発の研究開発への補助も実施した。

イ 県外高度人材と県内産業界・研究機関等との更なるネットワーク強化や技術交流機会の創出により「富岳」に向けた環境を整備した。

ウ 令和 2 年度に改組・充実したスマートものづくりセンター神戸に続き、共同研究の促進や技術指導・相談等を行ってきた兵庫ものづくりセンター（播磨、阪神、但馬）をスマートものづくりセンターに改組・充実を行った。

(5) 中小企業の販路の拡大支援（条例第 15 条関係）

ア 国内外の企業、研究機関等の先進的な技術・ビジネスに関する展示を通じて、新たな技術開発の提携や販路開拓を支援する国際フロンティア産業メッセ 2021 を開催した。



会場の様子



特別展示

イ コロナ禍の影響により、売上が減少している中小企業者が新たに EC サイトを活用して販売事業に参入する取組を支援した。

ウ 県内中小企業による海外での販路開拓や拠点設立等の実現可能性調査を支援した。また、ポストコロナ社会を見据え、越境 EC やオンライン展示会への出展等、オンラインを活用した取組への支援を強化した。

(6) 中小企業者の受注機会の増大（条例第 16 条関係）

官公需における中小企業者の受注機会の確保のため、工事の分離・分割発注による小規模事業の確保など受注機会の増大を推進した。

(7) 中小企業の創業等の促進（条例第 17 条関係）

ア 若者等による起業・創業の機運を高めるため、スモールオフィス等の起業の場や交流機能を備えた「起業プラザひょうご」の運営を行うとともに、機運の高まりを全県に波及させるため、姫路市・尼崎市と連携のもと起業支援の地域拠点を設置し、各地で活躍する起業家を支援した。

イ 起業・創業の活性化に取り組むため神戸大学や県立大学と連携し、イノベーションを自ら創出できる力を持った起業人材の育成に取り組んだ。

ウ ポストコロナを見据えた多様で柔軟な働き方を推進し、コミュニティ・ビジネス等での起業を総合的に支援するため、NPO 法人等による生きがいごとサポートセンターの設置・運営を支援した。

(8) 中小企業の事業の承継の促進（条例第 18 条関係）

- ア 事業承継を躊躇する中小企業を後押しするため、事業承継時に発生する経費を補助し、中小企業の事業承継を支援した。
- イ 経営承継円滑化法に基づく事業承継の支援措置（事業承継税制等）に係る認定及び指導・助言を実施した。

(9) 中小企業者の災害時の事業継続支援（条例第 19 条関係）

- ア 大規模災害発生時における企業経済活動の継続を図るため、県内企業のBCP（事業継続計画）策定及びBCPの実効性を高めるために実施する訓練等に対して支援し、企業の事業継続力向上を促進した。
- イ 商工会・商工会議所が市町と協力して策定する「事業継続力強化支援計画」や、災害発生時の事業継続対策として小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定を支援した。

(10) 地場産業の振興（条例第 20 条関係）

- ア 産地のブランド力強化を促進するため、産地組合等が行う販路拡大、海外展開のための新技術開発、人材育成、首都圏での取組を支援した。

豊岡かばん
(KITTE丸の内における展示会)



- イ 新型コロナウイルス感染症の拡大により被害を受けた地場産業に対し、「ひょうごスタイル」の導入による産地の持続的な発展に向けた事業実施を支援した。
- ウ 県内地場産地企業が海外展開するためのブランド戦略から新商品・新技術の開発等に対して支援した。

(11) 商店街の活性化（条例第 21 条関係）

- ア 商店街に継続的な賑わいをもたらす地域性・独自性のあるイベント等の支援、消費の落ち込みを回復するために商店街等が取り組む期間限定プレミアム付商品券の発行やポイントシール事業の支援等により、地域の商業・商店街の活性化に資する取組の支援を行った。
- イ 買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、ECサイトを活用した共同宅配や移動販売、ご用聞き・共同宅配、買い物送迎車の運行、高齢者等の買い物サポートを支援した。
- ウ 子育て世代への支援を充実し、地域課題に応じた商店街のコミュニティ機能を強化する取組を支援した。

2 中小企業施策の実施状況

1 中小企業の支援体制等の強化（第11条関係）

(1) ひょうご・神戸投資サポートセンターの運営（75,711千円）

企業立地支援体制の整備と企業立地活動の強化を図るため、企業立地を支援する総合窓口として「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を（公財）ひょうご産業活性化センターに設置

ア 設置場所 ひょうご・神戸国際ビジネススクエア（神戸商工貿易センタービル）

イ 業務内容

(ア) 外国・外資系企業の誘致などを行っているジェトロ神戸及び神戸市とも連携し、国内外からの企業誘致を効果的に実施

(イ) 兵庫情報ハイウェイ及び兵庫情報スーパーハイウェイを活用した企業誘致の促進

【実績】企業立地件数：197件

企業立地によるしごと創出数（累計）：12,442人

ウ ひょうご海外ビジネスセンターの運営

ジェトロ神戸や神戸市海外ビジネスセンターと「ひょうご・神戸国際ビジネススクエア」として連携し、ひょうご国際ビジネスサポートデスクや海外事務所等を活用して、県内企業の海外展開をワンストップで支援

(ア) 場所 神戸商工貿易センタービル4階

(イ) 機能 海外での販路開拓、拠点設立を検討する県内企業への相談対応等

エ ひょうご国際ビジネスサポートデスクの運営

兵庫県ゆかりの民間人等にビジネスサポートデスクの機能を委嘱し、現地ネットワーク等を活用して、県内企業のアジアへの事業展開を支援

(ア) 場所 中国（広州・上海・大連）、ベトナム（ベトナム全域・ホーチミン・ハノイ）、インド（デリー）、インドネシア（ジャカルタ）、タイ（バンコク）、シンガポール、フィリピン（セブ）

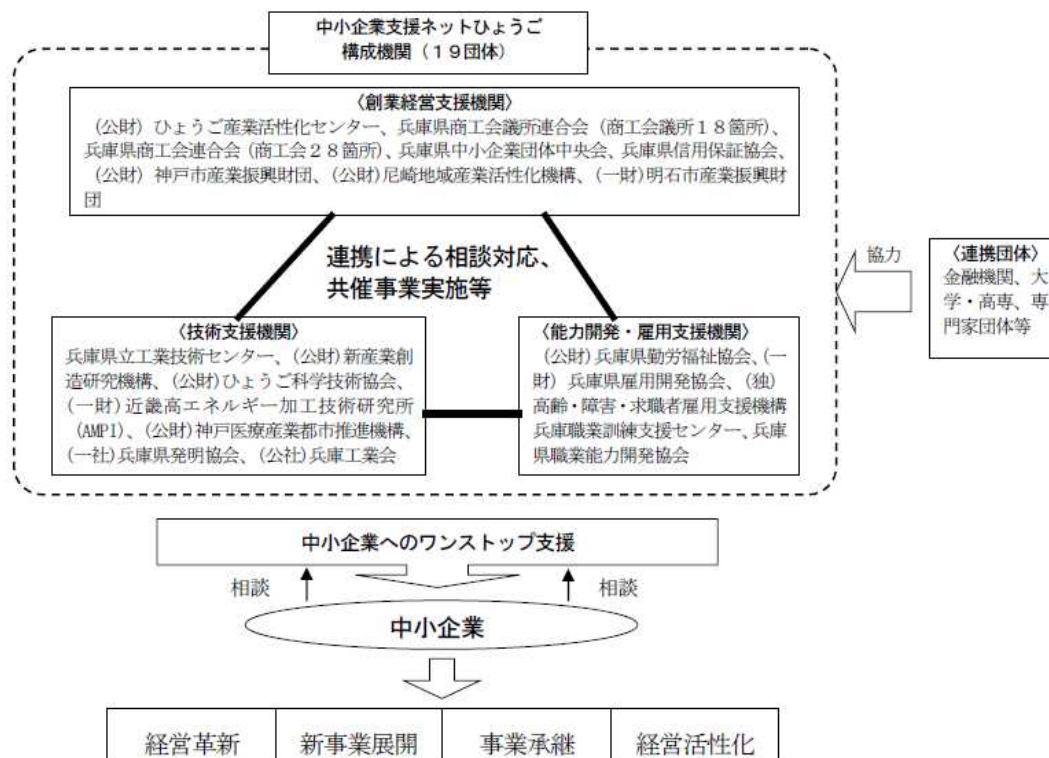
(イ) 機能 現地ビジネス関連情報の提供、現地専門家の紹介等

(2) 相談・助言等による中小企業支援（78,771千円）

中小企業経営支援事業

ひょうご産業活性化センターを中核とした県内19の構成機関によるネットワーク「中小企業支援ネットひょうご」を構築し、ワンストップで企業のニーズに対応するとともに、成長潜在力の高い企業を選定し、専門家による指導・助言等により、中小企業を支援

新型コロナウイルス感染症緊急対応後の中小企業に対し、活性化センター及び金融機関が企業経営の維持継続サポート・伴走型支援を実施



【実績】 構成機関の相談件数 164,920 件（全構成機関実績・延べ件数）

(3) がんばる小規模事業者支援事業 (10,483 千円)

小規模事業者における最大の経営課題である営業・販路開拓に対する支援を行うことにより、中小企業振興条例が掲げる小規模事業者の成長発展を促進

ア 対象 経営革新計画または経営力向上計画に基づき新たな取組を実施する小規模事業者

イ 対象経費 大規模展示会への出展ブース借上代

ウ 補助率 1/2（上限 230 千円）

エ 補助件数 40 件程度（4 展示会、1 展示会当たり 10 件程度）

【実績】 採択件数 40 件

(4) 小規模事業者への経営改善普及事業の推進 (2,778,677 千円)

商工会議所（18 箇所）、商工会（28 箇所）及び商工会連合会に経営指導員等を設置し、地区の小規模事業者を対象に経営改善普及事業等を実施

ア 経営指導員等による指導等

小規模事業者に対して、金融、税務、経営革新、その他経営に関する指導等を実施

イ 地域活性化の取組を通じた小規模事業者の支援

(7) 地域活力増進事業

地域の特性を生かしたブランド開発事業など地域活力の増進につながる事業への取組を支援

(i) 産学連携事業

兵庫県立大学、神戸芸術工科大学、神戸山手大学、関西学院大学等と各商工会が連携し、地域活性化に向けたまちづくり構想の提案や広域観光の研究、インターンシップ事業、地域資源を活用した新商品開発などを実施

(ウ) 地域経済再生支援事業

農業者など他の団体等と連携して行う農商工連携や、地域資源の活用による地産地消型の物産開発などの取組に加え、ポストコロナ社会における地域経済の早期再起を促す取組も支援

【実績】 指導件数 巡回 84,842 件、窓口 92,326 件

(5) 中小企業の組織化・連携の促進 (117,070 千円)

中小企業の経営資源の相互補完・強化等を図るため、兵庫県中小企業団体中央会が実施する中小企業者の連携・組織化や、活路開拓等に向けた取組を支援

【実績】 指導件数 643 件

相談件数 4,320 件

(6) 中小企業融資制度の充実 (735,744,710 千円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への金融支援策として、伴走型経営支援特別貸付の創設、及び既存のコロナ対策資金の継続を通じ、中小企業の資金繰り支援に万全を期すとともに、融資制度の一部について要件拡充等を実施。また、長期プライムレートの変動等を機に、制度融資金利の一部について所要の見直しを実施

【実績】 融資件数 13,539 件

融資金額 227,387,802 千円

ア 融資枠 8,000 億円

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者を取り巻く環境が激変し、今後の需要の回復は予断を許さず、経済的影響の長期化が懸念されることを踏まえ、過去最大（当初予算ベース）の融資目標額である 8,000 億円を確保

		R2	R3	増減
融 資 枠	事業展開融資	1,000 億円	900 億円	△100 億円
	経営安定融資	1,800 億円	6,300 億円	+4,500 億円
	一般事業融資	680 億円	680 億円	—
	神戸市独自資金	120 億円	120 億円	—
	合計	3,600 億円	8,000 億円	+4,400 億円

イ 中小企業への運転資金支援

(ア) 「伴走型経営支援特別貸付」の創設

国が金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者に、保証料の一部を補助する制度を創設したことから、それに連動した融資制度を新設するとともに、国制度の限度額を超える資金需要に対して、県独自の保証料補助を実施

区 分		伴走型経営支援特別貸付	
		ア 国制度	イ 県独自
対 象 者		<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット(SN)保証4号・5号、危機関連保証にかかる市町長の認定を取得した者 ・経営行動計画を策定すること ・金融機関が継続的な伴走支援をしていること ・売上減少が15%以上であること 	
融資限度額		4,000万円	2,000万円 ※国制度分4,000万円を利用していること
利 率 等	貸付利率①	0.90%	
	保証料率②	0.20% (国による0.65%分補助後)	0.20% (県による0.60%分補助後)
	①+②	1.10%	
資金使途		運転資金・設備資金・県制度融資等の借換資金	
融資(据置)期間		10年以内(5年以内)	10年以内(5年以内) ※危機関連保証利用の場合は据置2年以内

※R4.2.1 国制度分の上限引き上げ(4,000万円→6,000万円)により、県制度分廃止

ウ その他の制度融資の見直し

(ア) 「企業再生貸付」の要件拡充

事業再生を行う等、財務面からの経営の改善・強化が必要な中小企業者の支援として、事業者の返済負担軽減のため据置期間を延長するなど要件拡充を実施

区 分	現 行	変 更 後
据置期間	3年	5年
借換要件	県制度融資の既往借入金に限る	県制度融資だけではなく、信用保証協会の保証付きプロパー融資の既往借入金も対象

(イ) 「再挑戦貸付」の要件拡充

倒産、解散後に再起業しようとする中小企業者の支援として、事業再立ち上げにおける返済負担軽減のため融資期間を延長するなど要件拡充を実施

区 分	現 行	変 更 後
対 象 者	経営状況の悪化による事業廃止の日または解散の日から5年以内に適正な事業計画により再起業を図る者	経営状況悪化による事業廃止または解散後、適正な事業計画により再起業を図る者
融資期間 (据置)	10年 (1年)	15年 (3年)

(ウ) 「新技術・新事業創造貸付-新技術・AI・IoT 促進」の要件拡充

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するため、大臣の計画認定を受け 5G 情報通信システムやドローンシステムの開発・導入を行う場合、通常の保証とは別枠での保証が受けられる新制度を利用する者を融資対象として追加

(エ) 金利の見直し

平成 28 年 10 月の前回改定時と比較し、長期プライムレートが上昇していること等を踏まえ、貸出金利を引き上げる(+0.2%)など、所要の見直しを実施

対象資金	金利
設備投資促進貸付、観光・にぎわい応援貸付、ユニバーサル推進貸付、事業承継支援貸付、海外市場開拓支援貸付 等	0.7%→0.9%
防災促進貸付、空き店舗等再生貸付、テレワーク・就労環境充実貸付 等	0.45%→0.6%

令和3年度 中小企業融資制度資金別一覧表

資金名		資金用途	融資枠		融資限度額		融資利率		融資期間(据置)					
			R2当初	R3当初	R2当初	R3当初	R2当初	R3当初	R2当初	R3当初				
			億円	億円	-	-	%	%	年(月)	年(月)				
事業展開融資	新分野進出資金	第二創業貸付	250	250	1億円	1億円	1.10	1.10	10(24)	10(24)				
		事業応援貸付					0.70	0.90						
		経営革新貸付					1億円	2.8億円			0.70	0.90		
		事業承継支援貸付					設 3億円 運 1億円	設 3億円 運 1億円			0.70	0.90		
		海外市場開拓支援貸付					2億円	2億円						
		新技術・新事業創造貸付												
	設備投資資金	設備投資促進貸付	265	265	3億円	3億円	0.70	0.90	10(24)	10(24)				
		テレワーク・就労環境充実貸付			3億円	3億円	0.45	0.60						
		防災促進貸付			200	110	設 15億円 運 5,000万円	設 15億円 運 5,000万円			0.45	0.60	設 15(24) 運 10(24)	設 15(24) 運 10(24)
	立地資金	拠点地区進出貸付	10	10	100億円	100億円	0.75	0.75	15(24)	15(24)				
		産業団地進出貸付			5億円 (特認10億円)	5億円 (特認10億円)	1.05	1.05	10(24)	10(24)				
	観光商業資金	商店街活性化貸付	5	5	3億円	3億円	0.70	0.90	7(12)	7(12)				
		空き店舗等再生貸付			3,500万円	3,500万円	0.45	0.60						
		観光・にぎわい応援貸付 (①:ホテル・旅館、②:①以外)			①:30億円 ②:3億円	①:30億円 ②:3億円	0.70	0.90			①:15(24) ②:10(24)	①:15(24) ②:10(24)		
		観光・おもてなし貸付(スキー場)			10	R3廃止	5億円	-			0.45	-	15(24)	-
		受動喫煙対策整備貸付			5	5	1箇所1,000万円	1箇所1,000万円			0.90	0.90	7(12)	7(12)
		旅館等雇用対策貸付			5	5	2億円	2億円			0.15	0.15	7(12)	7(12)
		(ユニバーサル資金) ユニバーサル推進貸付			5	5	2億円	2億円			0.70	0.90	10(24)	10(24)
	開業資金	新規開業貸付	100	100	3,500万円	3,500万円	0.45	0.60	10(12)	10(12)				
		再挑戦貸付			5	5					2,000万円	2,000万円	10(12)	15(36)
市独自 こうべ挑戦企業支援資金		3			3	1億円					1億円	(拡張) 0.85 (雇用) 0.80	(拡張) 0.85 (雇用) 0.80	拡張10(24) 雇用 10(24)、 7(24)
経営安定融資	経営円滑化貸付	1,500	120	1億円	1億円	0.80	0.80	10(24)	10(24)					
	災害対応貸付			別途定める	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に災害対応貸付の制度設計を行う									
	経営円滑化貸付(コロナ対策貸付)			-	-	2億8,000万円	-	0.70	-	10(24)				
	危機対応貸付(コロナ対策)			-	-	2億8,000万円	-	0.70	-	10(24)				
	経営円滑化貸付(コロナ対応資金) 【R3.5月末まで】			-	500	-	6,000万円	-	0.70	-	10(60)			
	経営円滑化貸付(保証料応援貸付) 【R3.5月末まで】			-	250	-	5,000万円	-	0.70	-	10(24)			
	経営円滑化貸付 (伴走型経営支援特別貸付)			-	5,250	-	6,000万円	-	0.90	-	10(60)			
	連鎖倒産防止貸付			10	5	5,000万円	5,000万円	0.80	0.80	7(12)	7(12)			
	金融変化対策貸付			10	5			1.50	1.50					
	企業再生貸付			50	50	2億円	2億円	1.40	1.40	15(36)	15(60)			
	経営力強化貸付			30	20	2億8,000万円	2億8,000万円	1.00	1.00	設 7(12) 運 5(12)	設 7(12) 運 5(12)			
借換資金	借換等貸付	200	100	1億円	1億円	1.50	1.50	10(12)	10(12)					
	借換等貸付(コロナ対策)			-	-	2.8億円	-	0.70	-	10(12)				
市独自	こうべ経済変動対策貸付	11	11	必要に応じ別途定める										
一般事業融資	長期資金	運転・(設備)	300	300	企 5,000万円 組 1億円	企 5,000万円 組 1億円	1.50	1.50	10(24)	10(24)				
	短期資金	運転	80	80	3,000万円	3,000万円	1.50	1.50	1	1				
	小規模資金	小規模無担保貸付	50	10	2,500万円	2,500万円	1.40	1.40	7(6)	7(6)				
		無担保・無保証人貸付			2,000万円	2,000万円	1.20	1.20						
		特別小規模貸付			175	175								
	経営活性化資金	経営活性化資金	65	65	設 5,000万円 運 3,000万円	設 5,000万円 運 3,000万円	金融機関 所定	金融機関 所定	設 7(12) 運 5(6)	設 7(12) 運 5(6)				
		経営活性化資金(コロナ対策)			-	-	-	運 5,000万円	-	金融機関 所定	-	10(12)		
	市独自	季節資金	30	30	企4,000万円 組6,000万円	企4,000万円 組6,000万円	別途定める	別途定める	0.5	0.5				
		小規模事業	5	5			1.40	1.40	7 (運12) (設18)	7 (運12) (設18)				
		無担保・無保証人	1	1	400万円	400万円	1.20	1.20						
小規模おうえん		60	60											
若者支援	10	10												
合計			3,600	8,000	-	-	-	-	-					

(7) ひょうご中小企業技術・経営力評価制度 (7,434 千円)

ア 技術・経営力評価の実施

技術力や成長性を有しているが、物的担保等の不足により融資を受けることができない中小企業や、技術力や成長性をアピールして販売促進や企業価値向上を図る中小企業に対して、技術力等を評価し、数値化した評価書を発行することで円滑な資金調達等を支援

(ア) 実施機関 (公財) ひょうご産業活性化センター

(イ) 評価対象者 技術力等を有し成長が期待される県内中小企業(創業後1年以上)

(ウ) 評価項目 製(商)品・サービス、市場性、将来性、実現性、収益性、経営性の各項目評価を行い、これを基に総合評価

(エ) 手数料 標準評価型 105 千円 ※評価手数料の 1/3 はセンター(県)が負担

イ 評価後のフォローアップ

評価書により明らかになった経営課題等の解決を図るため、一定の評価以下の企業について、経営専門家派遣経費を助成

(ア) 補助率 派遣回数3回まで企業負担 1/3 (4回目以降は 1/2)

【実績】 評価件数 91 件

融資金額 3,018,600 千円

(8) 設備貸与制度 (1,937,696 千円)

ア 小規模企業者等設備貸与支援制度 (割賦・リース)

小規模企業者等の創業及び経営革新等に必要な設備を(公財)ひょうご産業活性化センターが購入し、小規模企業者等に割賦販売またはリースを実施

(ア) 対象企業規模 20 人以下

(イ) 貸与限度額 1 億円

(ウ) 貸与割合 購入価格の 100%以内

(エ) 償還期間 3 年以上 10 年以内

(オ) 割賦損料 0.70%~1.95%

(カ) リース料 0.965%~2.957%

【実績】 貸与件数 87 件、金額 843,364 千円

イ 中小企業設備貸与制度 (割賦・リース)

中小企業者等の経営及び技術基盤の強化に必要な設備をひょうご産業活性化センターが購入し、中小企業者等に割賦販売またはリースを実施

(ア) 対象企業規模 従業員 21 人以上 300 人以下

(イ) 貸与限度額 1 億円

(ウ) 貸与割合 購入価格の 100%以内

(エ) 償還期間 3 年以上 10 年以内

(オ) 割賦損料 0.70%~1.95%

(カ) リース料 0.965%~2.957%

【実績】 貸与件数 15 件、金額 362,936 千円

(9) IT 戦略推進事業 (47,572 千円)

イノベーションの創出や、人口減少地域における情報通信産業の振興と地域活性化を図るため、県内対象地域で新たに IT 事業所を開設する事業者等に対し、事業所の立上げに必要となる経費を補助

【実績】 補助件数 50 件 (うち新規 10 件)

< 補助上限額等 >

対象経費	補助期間	IT 事業所開設支援	高度 IT 事業所開設支援※1	IT カリスマによる事業所開設支援※2
建物改修費	開設時	1,000 千円	1,000 千円	
空き家改修の場合		+1,000 千円	+1,000 千円	
事務機器取得費		500 千円	500 千円	
賃借料	3年間	600 千円/年	600~900 千円/年 ※地域により異なる	
通信回線使用料		600 千円/年	600 千円/年	
人件費(高度 IT 人材)		1,000 千円/人・年	2,000 千円/人・年	10,000 千円/人・年
補助上限額(3年間)		8,100 千円	12,000 千円	36,000 千円
空き家改修の場合		9,100 千円	13,000 千円	37,000 千円

対象地域	政令市・中核市・ 阪神南地域以外	全県
補助率	1/2 (県) ※人件費は定額	1/2 (県 1/4、市町 1/4) ※人件費は定額 (県:市町=1:1)

※1 高度 IT 技術を有し、今後成長が見込まれる起業家等

※2 IT 事業所の集積、成長型起業家等の育成、県内 IT 事業所へのアドバイス、コーディネート等ができるカリスマ人材

(10) 産業立地条例に基づく支援策 (1,170,156 千円)

ア 支援制度の概要

< 税軽減 >

区分	工場等	事務所	本社機能	サブライエン強化・再構築対策※4
不動産取得税	軽減率: 1/2・限度額2億円 (拠点地区※1・促進地域※2のみ)		軽減率: 1/2 限度額: 2億円	軽減率: 【一般地域】 1/2 【促進地域】 3/4 限度額: 2億円
	要件: 新規正規雇用※3 11人以上 (促進地域6人以上) など			
法人事業税	軽減率: 【一般地域】 1/3・5年間 (うち拠点地区) 1/2・5年間		軽減率: 1/2 ・5年間	軽減率: 【一般地域】 1/2・5年間
	【促進地域】 1/2・5年間			【促進地域】 3/4・5年間
要件: 新規正規雇用※3 11人以上 (促進地域6人以上) など				

※1 新たな経済環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点として、主に産業団地を指定

※2 但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市(旧新宮町の区域に限る。)、宍粟市、上郡町、佐用町

※3 事務所及び本社機能の税軽減では、新規正規雇用者に県内住所であることを求めない。

※4 サブライエン強化・再構築対策は、令和5年3月末 立地促進事業等確認申請受付分まで

<補助金>

区分	工場等	事務所	本社機能
設備投資補助	補助率：設備投資額の3% (促進地域は5%)		補助率： 設備投資額の5% (促進地域は7%)
	要件：設備投資額 【一般地域】大企業20億円 (中小企業10億円)以上 【促進地域】大企業、中小企業ともに1億円以上		要件：設備投資額 【一般地域】大企業10億円 (中小企業5億円)以上
設備投資補助 (サブライフェン 強化・再構築 対策※5)	補助率：設備投資額の6% (促進地域は10%)		-
	要件：設備投資額 【一般地域】大企業20億円 (中小企業10億円)以上 【促進地域】大企業、中小企業と ともに1億円以上		
雇用補助	補助額：新規正規雇用者：30万円/人(促進地域は60万円/人) 新規非正規雇用者：30万円/人(促進地域のみ)		
	要件：新規正規雇用11人以上(促進地域6人以上) (県内住所必要)		
雇用補助 (サブライフェン 強化・再構築 対策※5)	補助額： 新規正規雇用者：45万円/人 (促進地域は90万円/人) 新規非正規雇用者：30万円/人 (促進地域のみ)		-
	要件：新規正規雇用(県内住所必要) 【一般地域】11人以上 【促進地域】6人以上		
オフィス立地 促進賃料補助	補助率：賃借料の1/2(県1/4、市町1/4) 限度額：1,500円/㎡・月、200万円/年(県・市町計)、3年間 要件：新規正規雇用※6 11人以上(促進地域6人以上)		
新産業立地 促進賃料補助	補助率：賃借料の1/2(県1/4、市町1/4) 限度額：1,500円/㎡・月、200万円/年(県・市町計)、3年間 要件：中核施設※7に入居する新産業分野の企業(中小企業に限る)		
外資系企業 向けオフィス 賃料補助	補助率：賃借料の1/2(県1/4、市町1/4) 限度額：1,500円/㎡・月、200万円/年(県・市町計)、3年間 要件：外国・外資系企業		
	※ 進出後3年以内に、新規正規雇用11人以上の場合 限度額：3,000円/㎡・月、2,000万円/年(県・市町計)、3年間		
外資系企業 設立支援補助	補助率：①市場調査経費等の1/2 ②法人登記経費等の1/2 限度額：①100万円/社 ②20万円/社 要件：外国・外資系企業の日本本社		

※5 サブライフェン強化・再構築対策は、令和5年3月末 立地促進事業等確認申請受付分まで

※6 オフィス立地促進賃料補助では、新規正規雇用者に県内住所であることを求めない。

※7 企業の試験研究施設等のための建物であって、産学集積群の形成の促進に寄与する産業の集積に資する研究支援施設または地域産業の高度化や雇用の創出に寄与する産業の集積に資する施設(500㎡以上の賃貸用床面積を有するものに限る)

【実績】企業立地件数：197件、企業立地によるしごと創出数(累計)：12,442人

(11) 空き床等への入居促進

空室期間が6か月以上の事業用建物やオフィスの空き床へ入居する事業者に入居時の改修費用又は賃料の一部を補助

ア 空き事業用建物活用型

区分	大規模事業所	標準事業所
常用雇用者数要件	11人(促進地域：6人)	6人(促進地域：3人)
補助限度額 (県負担)1回限り	2,000千円	1,000千円
対象区域	県内全域	
対象施設	空き事業用建物(築20年以上、空室期間6か月以上)	
対象経費	建物の改修費用	
補助率	1/2(県1/4、市町1/4)〈市町義務随伴〉	

イ 空きオフィス入居型

区分	大規模事業所	標準事業所
常用雇用者数要件	11人（促進地域：6人）	6人（促進地域：3人）
補助限度額 （県負担）入居から1年限り	2,000千円	1,000千円
対象区域	①都市再生緊急整備地域（三宮） ②市街地再開発地区（新長田駅南地区、豊岡駅前第1地区など）	
対象施設	空き事業用建物（空室期間6か月以上）	
対象経費	建物の賃借料	
補助率	1/2（県1/4, 市町1/4）〈市町義務随伴〉	

【実績】企業立地件数：197件

企業立地によるしごと創出数（累計）：12,442人

(12) 国際経済拠点の形成推進（5,502千円）

産業立地条例により「国際経済地区」を指定し、外国・外資系企業等に対する立地支援策を講じ、国内外企業が活発に活動・交流する国際経済拠点の形成を推進

国際経済地区に新規進出し、県指定の立地促進事業を実施する外国・外資系企業に対して、以下の支援を実施

ア 外資系企業向けオフィス賃料補助（市町と共同実施※）

(ア) 補助額 賃借料の1/4、3年間

(イ) 限度額 750円/㎡・月、100万円/年

（進出後3年以内に新規正規雇用11人以上の場合、1,500円/㎡・月、1,000万円/年）

※県は上記補助率・限度額以内で、進出先の市町と同額を補助

イ 外資系企業設立支援補助

(ア) 補助額 対象経費の1/2

(イ) 限度額 100万円（市場調査経費等）、20万円（法人登記経費等）

ウ 雇用補助

(ア) 補助額 新規正規雇用者（県内住所必要）30万円/人

(イ) 限度額 3億円

(ウ) 要件 進出後3年以内に新規正規雇用者11人以上（県内住所必要）

エ 設備投資補助

(ア) 補助額 設備投資額の3%

(イ) 要件 大企業20億円（設備投資額）など

オ 法人事業税の軽減

(ア) 軽減割合 1/2

(イ) 期間 5年間

(ウ) 軽減対象 占有床面積1,000㎡以上

【実績】外国・外資系企業の支援件数 8件

(13) 戦略的な立地促進活動の展開 (83,523 千円)

県内の産業構造の高度化や地域産業の活性化を図るため、戦略的な外国・外資系企業立地促進活動を展開

ア 外国企業向け一次進出プロモーションの実施

外国企業の一次進出を兵庫県に効果的に取り込むため、欧州・米国・中国においてひょうご神戸の立地環境の魅力やワンストップサービスを周知するセミナー等を実施

(ア) 実施地域 欧州（フランス）、米国（ワシントン州等）、中国（香港）

(イ) 実施体制 県パリ事務所・ワシントン州事務所・香港経済交流事務所、ひょうご・神戸投資サポートセンター

(ウ) 実施内容

- ・兵庫県の立地環境プロモーション
- ・兵庫県に進出している外資系企業による本県の立地環境紹介
- ・現地外国企業との交流会

イ グローバル人材の交流促進

外資系企業のグローバル人材確保を支援し、兵庫県に根付いた事業展開を促進するため、外資系企業と学生との人材交流会を実施

(ア) 開催時期 令和3年11月24日(水)

(イ) 場 所 オンライン

(ウ) 参加者 県内に拠点を持つ外資系企業、国内大学・大学院に在籍する学生（留学生を含む）

(エ) 内 容

- ・県内外資系企業に勤務するOB・OGによるパネルディスカッション
- ・県内外資系企業による学生との個別面談

ウ 外国・外資系企業ネットワークの構築

外国・外資系企業幹部との施策協議、ビジネスネットワーク拡大の機会を通じて、外国・外資系企業の定着を促進

エ 在日外国経済団体との連携による立地促進

在日外国経済団体との連携を強化し、首都圏に進出する外国・外資系企業の県内2次進出等を促進

オ ジェトロ対日投資ビジネスサポートセンター神戸への運営支援

ジェトロが設置する対日投資ビジネスサポートセンターに対し、神戸市と連携して支援し、外国・外資系企業の立地を促進

カ 外国・外資系企業立地促進ツールの整備

企業ニーズに対応した外国語版のパンフレットを作成し、外国・外資系企業立地を促進

キ ひょうご・神戸投資サポートセンターの運営（再掲（P7））

【実績】外国・外資系企業の進出件数 13件

(14) 中小企業の経営革新計画の支援

中小企業が実施する①新商品の開発・生産、②新サービスの開発・提供、③商品の新たな生産・販売方式の導入、④サービスの新たな提供方式の導入等、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営革新計画」を支援

【実績】 承認件数 90 件

【新型コロナウイルス感染症対策】

(15) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給 (209, 285, 401 千円)

緊急事態措置やまん延防止等重点措置等による営業時間短縮や休業要請に応じた飲食店等及び大規模施設やそのテナント事業者に対して協力金を支給

ア 飲食店等

(ア) 対象期間

令和3年1月12日～2月7日 (第1期)

2月8日～3月31日 (第2期)

4月1日～4月24日 (第3期)

4月25日～5月31日 (第4期)

6月21日～7月11日 (第5期)

7月12日～8月1日 (第6期)

8月2日～8月19日 (第7期)

8月20日～9月30日 (第8期)

10月1日～10月21日 (第9期)

令和4年1月27日～3月6日 (第10期)

【実績】 支給総額 209, 285, 401千円、支給件数 164, 495件(令和4年3月末現在)

イ 大規模施設・テナント事業者

(イ) 対象期間

令和3年4月25日～6月20日

8月20日～9月30日

【実績】 支給総額 8, 654, 796千円、支給件数 3, 907件

(16) コロナ禍における消費拡大の推進 (469 千円)

長引くコロナ禍の影響により消費活動が低迷する中、各分野において消費喚起対策に取り組む消費関係団体を支援

ア 実施手法 各消費関係団体へ補助

イ 対象経費 チラシ・グッズ等作成費、イベント開催経費(感染症対策費等)等

ウ 補助金額 1団体あたり50万円(定額)

【実績】 対象団体数 3組合

(17) 酒類販売事業者に対する月次支援金の支給 (113, 067 千円)

緊急事態措置に伴い影響を受ける飲食店と直接取引のある酒類販売事業者に対して、国の月次支援金の対象要件を緩和して支援

(7) 対象期間

令和3年4月～10月までの各月

【実績】支給件数 703件

(18) 商工会・商工会議所の相談機能強化事業の実施 (93,931 千円)

コロナ禍により増加する窓口相談に対応するため、商工会・商工会議所がOB等を雇用する費用を臨時的に支援

ア 対象 商工会・商工会議所 (全46団体)

イ 対象経費 商工会・商工会議所の窓口相談に係るOB等の人件費

ウ 上限金額 各団体の規模に応じて1,600～6,400千円を上限

エ 期間 原則として1年間

【実績】補助団体数 32商工団体

(19) がんばるお店“安全安心PR”応援事業の実施 (880,861 千円)

飲食店が行う新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた安全安心PRの取組を支援

ア 対象者 新型コロナウイルス適正店認証ステッカー交付済かつマスク着用徹底の啓発資材掲示済の県内飲食店を営む中小法人・個人事業主

イ 対象経費 安全安心をPRする販売促進経費、感染防止対策設備購入費等

ウ 補助金額 上限10万円/店舗 ※下限5万円

【実績】支援対象件数 7,642件 ※(公財)ひょうご産業活性化センターに補助

(20) 中小法人・個人事業主への一時支援金の支給(4,875,900 千円)

コロナ禍からの回復期に原油価格高騰に伴う原材料の価格上昇等の影響を受ける中小企業の事業継続を支援するため、一時支援金を支給

対象業種	全業種	
	飲食店等以外	飲食店等
支給対象	令和3年4月～10月いずれかの売上が、前(々)年の同月比50%以上減少	新型コロナウイルス対策適正認証店
支給額	中小法人 20万円 個人事業主 10万円	10万円/店舗

【実績】支給件数 41,794件 (令和4年3月末現在)

(21) 中小企業融資制度の充実(新型コロナウイルス感染症対策関連) (6,861,064 千円)

ア 令和2年度から継続実施する新型コロナウイルス対策資金

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料)の利子補給
- ・ 新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付及び伴走型経営支援特別貸付の保証料補助

資金名	実施期間	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融 資 限度額	融資期間 (据置期間)
① 新型コロナウイルス 対策貸付	R2. 2. 25～ R4. 10. 31	セーフティネット(SN)保証 の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.7% (0.8%※1)	2.8億円	10年(2年) 以内
② 経営活性化資金	R2. 3. 16～ R4. 10. 31	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.8%※1)	5,000万円	10年(1年) 以内
③ 借換等貸付		県制度融資の借換				
④ 新型コロナウイルス 危機対応貸付	R2. 3. 16～ R3. 12. 31	①のさらに別枠 利用	危機関連保証	0.7% (0.8%※1)	2.8億円	10年(2年) 以内
⑤ 新型コロナウイルス 感染症対応資金 (無利子・無保証料)	R2. 5. 1～ R3. 5. 31	最大で当初3年間 無利子、保証料免 除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0% 4年目以降0.7% (最大0.0%)	6,000万円	10年(5年) 以内
⑥ 新型コロナウイルス 感染症保証料応援貸付	R2. 6. 22～ R3. 5. 31	保証料全額免除	危機関連保証	0.7% (0.0%)	5,000万円	10年(2年) 以内

※1 SN保証・危機関連保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で1.15%）

※2 ⑤、⑥は、R3. 5. 31で終了、④はR3. 12. 31で終了

イ 「観光・にぎわい応援貸付」の整備

飲食店、ヨガ・ジム等のレクリエーション施設等が行う、コロナ禍における事業継続のための取組み(※)を応援するため、「観光・おもてなし貸付」を「観光・にぎわい応援貸付」に改め、融資対象者等の要件拡充を実施

(※) テイクアウト・デリバリーの実施、ECサイト(買い物発注システム等)の整備、店舗内感染症対策 等

区分	現行	変更後
名称	観光・おもてなし貸付	観光・にぎわい応援貸付
対象者	① 旅館業法の許可を受け観光客対象の事業を営む者、またはホテル旅館の新築または改修を行う者 ② 観光客を対象とする観光事業を営む者 ③ レクリエーション施設の整備を行う者 ④ レストラン、バーなどナイトライフの充実につながる事業を営む者	①、②同左 ③ レクリエーション施設の整備・運営を行う者 ④ レストラン、バーなどの事業を営む者
資金使途	設備及びそれに伴う運転	設備・運転

ウ 「テレワーク・就労環境充実貸付」の整備

ポストコロナ社会における新たな生活様式に対応するため、「就労環境・福利厚生充実貸付」を「テレワーク・就労環境充実貸付」に改め、テレワーク等推進のための環境整備を行う者を融資対象に加えるなど、要件拡充を実施

区分	現行	変更後
名称	就労環境・福利厚生充実貸付	テレワーク・就労環境充実貸付
対象者	① 雇用する労働者のため、事業所内保育施設の設置、増改築を行う者 ② 雇用する労働者のため、事業所内の福利厚生及び就労環境改善のための施設の設置または設備等の整備を行う者	①、②同左 ③ 雇用する労働者の働き方改革のため、テレワーク等推進のための環境整備を行う者
資金使途	設備及びそれに伴う運転	設備・運転

エ 「海外市場開拓支援貸付」の要件拡充

コロナ禍で海外事業への資金調達が困難になったケースを支援するため、海外事業展開前に限定している対象要件を開始後まで拡充

2 中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成（第12条関係）

（1）地域 IT 人材育成事業（27,026 千円）

県内に事業所を有する IT 事業者等が、地域の多様な主体と連携し、IT を活用できる多様な人材を育成しつつ、地域課題の解決を目指す実証事業等を実施

事業実施件数 10 件（2,000 千円/件）

【実績】プロジェクト参加 IT 企業数 10 社

（2）デジタルトランスフォーメーションの導入支援（135,051 千円）

ア DX 実践・人材育成事業

デジタルトランスフォーメーション（DX）の導入を促進するため、相談窓口を設置し、セミナーを開催するとともに、企業内での DX の導入に向けた人材育成を支援

（ア）導入相談窓口設置の設置

IoT・AI・ロボット相談窓口の設置しアドバイザーを派遣

事例紹介セミナー、IoT スクールの開催

（イ）DX 実践・人材育成支援

社内人材育成講座の実施

企業のニーズ調査に基づくメニュー型研修・個別支援の提案や企業企画型オーダーメイド研修の実施

イ 次世代成長産業分野進出支援事業

セミナーや相談支援、専門家派遣、人材育成研修などを通じて、次世代産業分野への転換や進出といった多角化の取組を推進

（ア）プッシュ型支援

事業者の態様や参入分野の別に応じた特徴を有する実施主体による専門家派遣の実施

（イ）人材育成研修

航空関連産業に関わる高度技術者の育成研修の実施

【実績】相談件数 531 件

（3）ドローン活用人材育成事業（9,246 千円）

多様な分野におけるドローンの利活用を促進するため、国の認定を受けたドローンスクールと連携し、ドローン導入を検討している事業者に対し、操作技術等の研修を実施

受講企業 30 社/年

【実績】講習参加者 33 社

(4) DXの導入推進 (167,684千円)

ア DX実践・人材育成事業 (再掲(P21))

イ 次世代産業におけるAI・IoT・ロボット技術の導入促進～スマートものづくりセンターの運営～ 等
令和2年度に改組・充実した神戸に続き、共同研究の促進や技術指導・相談等を行ってきた兵庫ものづくりセンター (播磨、阪神、但馬) をスマートものづくりセンターに改組・充実

(ア) AI・IoT・ロボット普及支援

県内のものづくり企業に対するデジタル技術の実装支援

(イ) 兵庫ものづくりセンター (播磨、阪神、但馬) の機能拡充

技術相談・指導の支援メニューに、専門家のプッシュ型支援によるデジタル技術実装の相談・指導機能を拡充

【実績】 相談件数 879件

(5) 次世代産業への参入促進 (92,054千円)

ア 次世代成長産業分野進出支援事業

次世代成長産業分野への進出による事業の多角化等に向け、企業における人材育成や体制整備への支援、専門家派遣を実施

イ ドローン活用人材育成事業 (再掲 (P21)) 等

【実績】 支援企業数 236社

(6) 兵庫型滞在支援付き就業体験事業 (5,350千円)

首都圏転職希望者等に県内企業での就業体験と短期滞在を斡旋、体験中の短期滞在費及び事前面接・体験時の来県旅費を助成し、首都圏から県内企業への転職を促進

ア 助成制度

(ア) 短期滞在費助成

対象経費 対象期間の滞在費

補助限度額 120千円/月 (4千円/泊)

負担割合 県1/2、求職者1/2

(イ) 旅費助成

対象経費 事前面接・就業体験時の来県旅費

補助限度額 20千円/回 (最大2回)

負担割合 県1/2、求職者1/2

イ 活動・広報等

東京説明会の実施、パンフレット・HPバナー作成等

【実績】 相談人数 27人、就業体験参加者数 1人

(7) ひょうごで働こう！マッチングサイトの発信強化 (16,575千円)

ア マッチングサイトの概要

(ア) 求人掲載数 約80,000件 (ひょうご応援企業、WLB認定企業 等)

※他の民間求人サイトの情報を取り込み、全国トップレベルの求人掲載数

- (イ) 掲載内容
 - ・県内企業の求人情報
 - ・県内企業の魅力を紹介したページ
 - ・「ひょうごで働こう！プロジェクト」関連施策情報
 - (ウ) 企業支援
 - ・効果的な求人広告作成セミナー
 - ・求人広告作成個別支援（30社程度）
 - イ 企業と学生・求職者を結ぶ「就活WEBトーク」の開設

学生が、職場や社員の雰囲気を知り深める機会とするため、サイトに「就活WEBトーク」を設置し、WEB上での少人数座談会形式で、企業と学生等が出会う場を提供
 - ウ サイトの機能拡充

求職者や学生によりわかりやすく情報を届けるため、発信内容を充実し、検索機能を拡充

 - ・内容 企業情報ページ上に企業が求める人材の情報項目追加
 - 兵庫の魅力ページを設定
 - WLB取り組み企業や子育てを応援している企業等、取組別企業検索
- 【実績】 マッチング件数 214件

(8) 首都圏の女子学生に対する県内就職の促進（3,043千円）

- 県内企業への就職・転職のきっかけとなるよう、首都圏へ流出した学生・転職希望者等と県内企業の人事担当者や実際に活躍している女性社員等ロールモデルによる交流会やワークショップを、新たにオンラインも含めたハイブリッド方式で実施
- ア 対象者 首都圏在住女子学生、第二新卒者、転職希望者等
 - イ 回数 年6回程度
 - ウ 場所 Mポート（みなと銀行東京支店内）、首都圏就職支援協定締結大学等
- 【実績】 参加者数 61人

(9) 東京23区からの就業・移住等の促進（5,700千円）

- 就業・起業等による移住や中小企業の人材確保を促進するため、東京23区からの移住者に移住支援金を支給
- ア 補助単価 1,000千円/世帯、600千円/単身（国1/2、県1/4、市町1/4）
 - イ 支給要件 以下の要件を全て満たす者
 - ・直近10年間のうち通算5年以上東京23区に在住又は通勤していた者
 - ・移住後5年以上の継続居住意思のある者
 - ・県が支援対象と認めた企業に就職した者または社会的分野の起業をした者等
- ※令和3年度から第二新卒（東京23区内の大学等への通学期間の対象化）、専門人材、テレワーカーを対象化
- 【実績】 交付決定件数 10件

(10) 合同企業説明会等の開催（27,872千円）

- 大学卒業時の地元就職と県外からのUJIターンを促進するため、合同企業説明会等を開催

ア UJI ターン合同企業説明会

開催時期 令和3年6月23日、10月12日（大阪開催）

令和3年5月29日、令和4年3月5日（Web方式）

イ 県内出身者のUターン就職のための企業魅力発信フェア

主に大学3年生を対象として、本県出身者が県内企業の魅力を知るため、県内企業による情報発信を行うフェアを開催

開催時期 令和3年8月30日（神戸開催）

ウ 保護者向け就活セミナー

学生の就職に大きな影響を与える保護者を対象として、就職活動への関わり方や県内企業の魅力を伝えるセミナーを開催

開催時期 令和4年2月19日（神戸開催）

エ 離職者等向け就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者や就職氷河期世代の就職を促進
[合同企業説明会の開催]

開催時期 令和3年9月23日（コロナ離職者向け）

12月6日（就職氷河期世代向け）

【実績】説明会参加者数 1,354人

(11) 短期職場体験就業事業（11,921千円）

卒業時に未就職であった若者や、出産や育児などにより離職し再就業に不安を持っている女性等を対象に職場体験実習等を実施

【実績】参加者数 132人

(12) 高校・大学生「兵庫就活」促進事業（23,240千円）

高校・大学生を対象に県内企業の魅力を広く発信し、地元企業への就職を促進

ア 高校生対象

県内企業の情報を掲載した企業ガイドブックを高校2年生全員に配付

(ア) 配付対象 高校2年生全員（発行52,000部。WEBにも掲載）

(イ) 掲載企業 県内に本社を置く中小企業（7区分各70社程度 計約340社）
（全県共通40社、県民局管内各30社程度）

イ 大学生対象

大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供を実施

企業ガイドブックのWEB版の作成・掲載

【実績】QRコード登録者数 1,705人

(13) 大学生インターンシップ推進事業（20,692千円）

県内中小企業の人材確保を図るため、大学生等を対象としたインターンシップを実施

ア インターンシップの推進

(ア) 実施内容 県・商工会議所・経営者協会等による連絡協議会の設置
大学生等インターンシップの実施

「兵庫県インターンシップシステム」サイトで通年受付

(イ) 実施主体 兵庫県経営者協会・兵庫工業会

【実績】実施学生数 68 校・169 人、受入企業数 43 社

イ 低学年向けインターンシップの実施

低学年（1～2年生）向けに、より教育的効果に比重を置いたインターンシップを実施

【実績】参加者数 26 人

ウ インターンシップ参画企業とのマッチング会の開催

複数の県内企業と幅広く出会うことで、魅力を知るきっかけをつくり、県内企業へのインターンシップへの参加を促進する。

【実績】企業数 19 社、参加者数 262 人

エ WEB インターンシップの導入支援

県内外からの参加促進のため、中小企業の WEB 方式導入までのセミナー開催

【実績】オンデマンド配信、視聴回数 364 回

(14) 県内大学と連携した就活支援事業（5,700 千円）

県内学生の県内企業への就職を促進するため、就職支援協定締結大学が行う企業説明会等を支援

実施内容 定額補助（大学の規模に応じて 30 又は 50 万円）

【実績】補助件数 13 大学

(15) 「ひょうご応援企業」就職支援事業（8,873 千円）

兵庫で就職を希望する若者を積極的に採用する企業を「ひょうご応援企業」として登録、ひょうご・しごと情報広場ホームページ等で企業紹介を実施

事業内容

- ・企業紹介 HP の作成、合同説明会、大学内企業説明会の開催
- ・就活 Web トークの運営

県内企業と県内外学生の座談会形式による出会いの場を提供

【実績】登録企業数（累計） 556 社

(16) 女子学生と企業のプレマッチング支援事業（5,882 千円）

女子学生に対し、就職活動前から企業研究やライフプランを考慮したキャリアプランニングに取り組むことを支援し、女性の就業を推進

実施内容 ・企業研究等の実施

・フォーラムの開催

・キャリア相談の実施

【実績】フォーラム参加人数（延べ） 321 人

(17) 中小企業就業者確保支援事業（兵庫型奨学金返済支援制度）（23,781 千円）

県内中小企業の人材確保や若者の県内就職・定着を促進するため、従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける県内中小企業を支援

ア 補助対象

(ア) 従業員の奨学金返済負担軽減制度を有する県内中小企業

(イ) 京都府就労・奨学金返済一体型支援事業の対象となっている京都府本社の企業の県内事業所

イ 支援対象者 上記企業に勤める者で、以下の要件を全て満たす者

(ア) 正社員であること

(イ) 30歳未満（申請年度末時点）

(ウ) 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者

(エ) 申請時点で県内事業所に勤務する者

(オ) 申請時点で当該企業就職後5年以内の者

ウ 支援期間 対象者1人につき、最長5年間

エ 補助額 奨学金年間返済額の1/3又は企業支給額の1/2（上限：6万円/年）

【実績】支援対象者数 516人

(18) ひょうご・しごと情報広場における就職支援の実施（73,199千円）

就職を希望する者に対し、世代に応じた就職相談を実施するとともに、各種セミナーや就業マッチング等きめ細やかな就職支援を通じて、就職までの一貫したワンストップサービスを提供

〔設置場所〕神戸クリスタルタワー12階

※神戸ハローワーク若者職業相談窓口と新卒応援ハローワークを併設し一体的に運営（兵庫労働局と連携）

ア 若者しごと倶楽部運営事業

(ア) 事業内容 個々の課題に対応するとともに、人材ニーズに合致したキャリア形成による早期就職を支援

・キャリアカウンセリング

・就職支援セミナー

就活生向け各種セミナー（面接練習、マナー研修等）

フリーター等求職者向けセミナー 等

・求人検索、職業紹介

(イ) 対象者 大学生、若年求職者（～39歳）

【実績】相談件数 15,136件

イ ミドル世代の就労相談窓口の運営

専門的な相談を受ける就労相談窓口を設置し、就職氷河期世代を含む年齢層である、ミドル世代（40～64歳）を対象とした正規雇用化を促進

事業内容 ・レベルアップ就職プログラムの実施

・ミニマッチング会の開催

・ミドルインターンシップの実施

【実績】相談件数 1,788件

ウ シニア世代の就労相談窓口の運営

就労意欲のあるシニア世代（65歳以上）がライフスタイルや能力に合わせて活躍できるよう、就労希望者のマッチングを支援

- 事業内容
- ・ 短時間勤務の職業紹介
 - ・ 1 日程度の体験就業の実施
 - ・ シニアの多様な働き方創出支援

【実績】 相談件数 63 件

(19) 在籍型出向等支援事業の実施 (5,000 千円)

労働者の雇用継続を図るため、一時的に人手余剰となっている事業主から人手不足事業主への期間限定の在籍型出向等（ワークシェア）を推進

ア 在籍型出向・副業等マッチングサイトの運営・PR

人手不足事業主の求人情報をサイトに登録し、在籍型出向・副業等を支援

イ 実施企業掘り起こし

推進員による県内企業への周知や送出・受入企業の掘り起こしを実施

ウ 専門相談の実施(予約制)

在籍型出向等に伴う課題に対し、専門家(社会保険労務士、中小企業診断士)による相談対応を実施

【実績】 マッチング数 76 人

(20) 離職者等再就職訓練の実施 (722,989 千円)

離職者の早期再就職を支援するため、多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託し、実施

ア 対象者 ハローワークに求職申込をしている離職者

イ コース 219 コース(コロナによる厳しい雇用情勢の対応として 41 コース上乘せ、テレワーク対応として、IT 実践コースを 2 コース追加) (令和 2 年度: 176 コース)

ウ 計画定員 4,150 人

エ 訓練期間 1 か月～2 年間

オ 委託単価の見直し

令和 3 年 2 月から開講の介護分野コースにおいて、職場体験等推進費 (10 千円/人・月) を上乘せ

【実績】 受講者数 2,153 人

コース数 213 コース

(21) 就職氷河期世代等就労支援プログラム事業 (41,973 千円)

就職氷河期世代やコロナ関係失業者等の就職活動を支援するため、企業面接準備研修や就労体験等を行い、正規雇用につなげる人材育成プログラムを実施

対象者数 100 人

【実績】 プログラム参加者数 95 人

(22) ミドル世代の就労相談窓口の設置 (8,053 千円) (再掲(P26))

(23) シニア世代の就労相談窓口の運営 (11,621 千円) (再掲(P26))

(24) 技能検定の普及と受検促進 (29,426 千円)

兵庫県職業能力開発協会との連携のもと、技能検定を実施するとともに、若者の技能検定受検を促進するため、実技試験受検料の一部を減免

ア 技能検定の普及促進

技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図るため、兵庫県職業能力開発協会との連携のもと、技能検定を実施し、合格者に「技能士」の称号を授与

イ 若者の技能検定受検の促進

「ものづくり分野」を支える人材の確保・育成を図るため、実技試験受検料の一部を減免し、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備

ウ 技能実習生の技能検定受検機会の充実

外国人材の受入拡大につなげるため、兵庫県職業能力開発協会の技能検定実施体制を拡充し、受検者の増加に対応

【実績】受検者数 10,830 人

(25) ものづくりチャレンジアップ事業 (ものづくり体験館事業) の実施 (54,449 千円)

ものづくり体験館において、小学生、中学生等を対象に、職業としてのものづくりの魅力、奥深さを伝え、ものづくりへの関心を高めるとともに、技能者の後継育成に繋げるために、本格的なものづくり体験の機会と場を提供

ア 実施内容

(ア) ものづくり体験学習

学年単位で来館した中学生を対象に、熟練技能者の指導を受けながら、ものづくり体験を実施

(イ) ものづくり体験講座

夏・冬休み期間等に、小学生を主な対象とした親子工作教室を開催

(ウ) 特別展・企画展等

体験プログラム作品や地場産業などに関する展示を実施

イ 実施場所 ものづくり大学校、ものづくり体験館内

【実績】ものづくり体験学習 (参加校数) 68 校、(参加人数) 7,275 人

ものづくり体験講座 (開催回数) 52 回、(参加人数) 395 人

(26) ものづくり技能フェスタの開催 (3,000 千円)

技能体験等を通じ、若者にもものづくりの楽しさやすばらしさを伝承するため、ものづくり技能フェスタを開催

【実績】開催日 令和3年10月30、31日

開催場所 神戸国際展示場

内容 技能体験、作品展示、実演等

参加団体 33 団体 6 施設 (左官、畳、造園、洋裁、日本調理 等)

入場者数 約 2,300 人

(27) しごとツーリズム促進事業の実施 (4,400 千円)

小中学生のしごとに対する理解を深め、早期の段階から職業意識を養うため、ものづくり体験、しごとに関する学習、地元のふるさと企業への訪問を行う際に、バス借り上げ経費を助成

ア 助成件数 450 台

イ 助成限度額 25 千円/台

【実績】助成件数 176 台

(28) 公共職業能力開発施設で行う能力開発の推進 (398,218 千円)

5つの公共職業能力開発施設において離転職者、新規学卒者、障害者等の求職者に対する職業能力開発を実施

- | | |
|--|---|
| <input type="radio"/> ものづくり大学校 (姫路市) | <input type="radio"/> 但馬技術大学校 (豊岡市) |
| <input type="radio"/> 神戸高等技術専門学院 (神戸市西区) | <input type="radio"/> 障害者高等技術専門学院 (神戸市西区) |
| <input type="radio"/> 兵庫障害者職業能力開発校 (伊丹市) | |

(29) 民間教育訓練機関を活用した職業能力開発の推進 (836,238 千円)

専修学校等を活用し、介護・福祉、情報通信分野等を中心に職業訓練を実施

ア 離職者訓練の実施

離転職や再就職を目指す求職者等の就職支援のため、労働需要が高い介護・福祉、IT分野等を拡充するなど、多様な職業訓練を実施

(ア) ひょうごスタイル (テレワーク) への対応

・IT実践コース 60人→90人 (+30人)

・事務分野等の訓練カリキュラムにテレワーク関連 (Web会議システムや情報セキュリティ等) を追加

(イ) 介護分野への就職支援

職場体験等を実施した場合、委託費を10千円/人・月上乗せ

【実績】受講者数 2,430人、コース数 252コース

(30) 企業在職者に対する職業能力開発の実施 (6,567 千円)

指導者不足や設備上の課題により、単独では技能向上のための取組が困難な中小・零細企業のニーズを踏まえ、在職者 (特に若手・中堅の技能者) を対象に、IoT等最先端技能の習得を目指すコースを新設するなど、各種資格取得や技能レベルに応じたきめ細かな訓練を実施

<実施校> ものづくり大学校、但馬技術大学校、神戸高等技術専門学院

【実績】受講者数 1,064人、コース数 67コース

(31) 中小企業 DX 人材育成リカレント教育モデル事業の実施 (6,362 千円)

中小企業の喫緊の課題であるDX (デジタルトランスフォーメーション) 推進に必要なとなる専門人材育成を促進

ア 対象経費 AI 活用人材育成プログラムの受講料 (22,000 円/科目)

イ 補助金額 11,000 円 (補助率 1/2 相当)

【実績】受講者数 442人

(32) 未内定学生向け合同就職説明会の開催 (13,000 千円)

未内定学生と県内企業とのマッチングの場を提供するため、合同企業説明会を開催

ア 対象者 今年度卒業予定の未内定学生、概ね3年以内の既卒者で未就職学卒者及び早期離職者

イ 開催時期 令和3年11月30日、12月7日 (Web方式)
令和4年1月20日、3月15日 (神戸開催)

【実績】参加者数 518人

(33) ひょうごで働こう！マッチングサイトの学生支援機能の拡充 (3,791 千円)

「ひょうごで働こう！マッチングサイト」に新たに学生の就職支援機能を加え、学生と県内企業とのマッチングを促進

内 容 就職に役立つ情報を発信する就活応援ページの新設、自己分析機能を活用したタイプ別求人検索機能の追加

【実績】マッチング件数 214件

(34) 学卒未就職者向けの就職支援 (2,065 千円)

学卒未就職者等を期間雇用し、研修及び就職支援を組み合わせた人材育成プログラムを実施

ア 対象者 学卒未就職者、早期離職者

イ 支援内容 ・面接対策、ビジネスマナー等を学ぶ研修 (1週間程度)
・専門家カウンセリング、求人企業開拓・紹介 (最長2カ月程度)

【実績】参加者数 8人

(35) 航空産業非破壊検査トレーニングセンターの運営 (6,964 千円)

県内航空機関連産業の競争力強化、受注拡大等を促進するため、航空機部品等の製造に必要な非破壊検査員を養成するトレーニングセンターを運営

ア 設置場所 県立工業技術センター

イ 講座内容 浸透探傷検査 (PT)・磁粉探傷検査 (MT)・超音波探傷検査 (UT) の座学・実習訓練による検査員の養成

ウ 再講習の実施 国際基準に基づく資格試験の不合格者等が、再試験受講前に必要な再講習を実施

【実績】受講者数 8人

(36) カムバックひょうごハローワークの機能拡充 (8,193 千円)

首都圏でUJI ターン就職希望者と県内企業のマッチングを行うカムバックひょうごハローワークを、ふるさと回帰支援センターに移転し、カムバックひょうご東京センターとの機能集約により、移住・就労相談をワンストップで実施

ア 場所 ひょうご移住プラザ (ふるさと回帰支援センター内) (東京都千代田区有楽町)

イ 開所日 週6日 (火～日) (月・祝日は定休)

- ウ 業務内容
- ・ハローワークの求人情報等に基づく職業相談・紹介
 - ・首都圏大学のキャリアセンターと連携した兵庫県企業のPR
 - ・出張職業紹介（関係機関と連携した職業紹介、カムバックひょうご東京センターが出展するUJI ターンイベントへの参加）
 - ・各県機関と連携した支援情報の提供
 - ・兵庫型滞在支援付き就業体験実施企業の紹介等

【実績】相談件数（延べ） 113件、新規求人者数 77人、就職内定者数 8人

【新型コロナウイルス感染症対策】

(37) 緊急対応型雇用創出事業（1,604,025千円）

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の更なる雇用情勢の悪化に備えるため、離職を余儀なくされた労働者等に対して、雇用・就業機会を創出

実施規模 1,200人

【実績】雇用者数 1,123人

(38) 新技能習得訓練事業（プラスワン訓練）の実施（1,204千円）

コロナ禍での雇用・収入の安定と建設業界の人材確保を図るため、建設業未経験者を対象に建設現場での就労に向けた知識・技能習得訓練を実施

ア 対象者 コロナ禍で休業中の労働者、副業・兼業により安定した収入確保を希望する非正規労働者等

イ 訓練概要

(ア) 共通カリキュラム（兼業・副業について等）

(イ) 個別技能カリキュラム（フォークリフト、クレーン、玉掛け）

コース	日数	実施地域
フォークリフト運転	4日	阪神
小型移動式クレーン運転	3日	姫路
玉掛け	3日	但馬

ウ 就職支援（求人情報提供等）

【実績】受講者数 42人

3 中小企業者の雇用環境の整備（第13条関係）

(1) 中小企業従業員福利厚生支援事業（64,296千円）

中小企業の人材確保を支援するため、(公財)兵庫県勤労福祉協会が運営する中小企業従業員共済制度（ファミリーパック）において、健康分野の福利厚生メニューの補助と加入促進への支援

ア 健康分野メニューの補助

(ア) インフルエンザ予防接種料補助 3,000円/人（配偶者を含め最大6,000円）

(イ) 人間ドック利用料補助 20,000円/人（配偶者を含め最大40,000円）

イ 加入促進への支援

(ア) 専門嘱託員による加入促進

加入促進担当専事と専門嘱託員(3人)を配置し、重点的な加入促進を展開

(イ) 非正規雇用労働者福利厚生加入促進

非正規雇用労働者の福利厚生制度の充実を図るため、会費の1/2を新規加入から3年助成し、加入を促進

【実績】 補助人数(インフルエンザ予防接種料) 8,350人

(2) 特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業(102千円)

障害者の雇用促進・雇用率向上を図るため、特例子会社等の設立や特例子会社等が新規障害者雇用を行う場合に支援

ア 支援アドバイザーの設置

特例子会社の設立・運営経験者を委嘱し、派遣による相談支援を実施

イ 設立等助成

(ア) 対象要件

- a 中堅・中小企業が特例子会社・事業協同組合を設立し、認定を受けること
- b 特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行うこと
- c 特例子会社・事業協同組合が重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者の新規雇用を行うこと

(イ) 補助率

- a 特例子会社：1/2、事業協同組合：2/3
- b 1/2
- c 1/2

(ロ) 対象経費 障害者の雇用に要する施設改修費、備品購入費 等

(エ) 補助上限額

- a 5,000千円
〔施設改修費(初回のみ)〕 b 1,000千円、c 2,000千円
〔備品購入費(雇用人数に応じて補助)〕 b 100千円/人、c 500千円/人

(3) 障害者雇用拡大支援事業(10,124千円)

障害者雇用に対する基礎知識が不十分な中小企業に対し、指導・相談支援及び啓発を実施

ア 障害者雇用推進員による相談・派遣 配置人数：2人

イ セミナー・企業見学会の実施 回数：4回

ウ 障害者ワークフォーラムの開催

令和3年3月からの法定雇用率引き上げを踏まえ、障害者雇用を促進するフォーラムを実施

【実績】 相談支援件数 43件

(4) 障害者雇用就業・定着拡大推進事業 (46,817 千円)

県内 10 箇所の障害者就業・生活支援センターに推進員等を配置し、障害者一人ひとりの適性に応じた就職・職場定着を支援

【実績】 就職者数 470 人

(5) 障害者体験ワーク事業 (9,302 千円)

中小企業の障害者雇用のきっかけづくりとするため、障害者の職場体験を実施するとともに、障害者雇用促進アドバイザーによる支援や特別支援学校への出前講座・出前ワーク（軽作業）、体験ワーク発表会を実施

【実績】 参加者数 165 人

(6) 障害者職業能力開発支援事業の実施 (26,334 千円)

障害者の職業的自立や社会参加を図るため、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施

ア 対象者 ハローワークに求職申し込みしている障害者

イ 内容 知識技能習得型訓練、企業実習型訓練、e-ラーニングコース

ウ 計画定員 370 人(e-ラーニングコースを増員)(令和2年度:350人)

エ 訓練期間 1か月～6か月

【実績】 受講者数 68 人、コース数 21 コース

(7) 「ひょうご仕事と生活センター」事業等の実施 (161,398 千円)

ワーク・ライフ・バランス (WLB) の全県的な推進拠点である「ひょうご仕事と生活センター」及び地域拠点(阪神事務所・姫路事務所)において、普及啓発・情報発信、相談、研修企画・実施等の各事業に取り組み、多様で柔軟な働き方による働きやすい雇用就業環境を創出

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響の長期化やポストコロナ社会を見据え、企業のテレワーク導入・定着を一層促進

ア 普及啓発・情報発信事業

ホームページの運営、情報誌の発行、WLB フェスタや地域シンポジウム(阪神・姫路)の実施、WLB 推進企業の拡大と取組の充実への支援 等

(ア) ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言

(イ) ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定

(ウ) ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰

イ 相談事業

(ア) ワンストップ相談の実施、専門家の派遣

(イ) 従業員意識調査の実施

(ウ) ICT アドバイザーの設置

テレワークに必要なネットワークシステム、セキュリティシステム等の紹介や運用に関する助言を実施

ウ 研修企画・実施事業

- (ア) 各企業等の課題等を踏まえた研修の企画・実施
- (イ) キーパーソン養成講座の開催
- (ウ) 宣言・認定・表彰企業向け研修会の開催
- (エ) 県民局・県民センターや地域の商工会議所等と連携したセミナーの開催

【実績】WLB 宣言企業数 401 社

(8) 中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業 (8,100 千円)

育児・介護等による離職者の早期再就職を促進するため、当該離職者を雇用した事業主に対し助成

ア 対象労働者 下記に該当する対象労働者を雇用

- (ア) 過去に企業等を育児・介護等により離職した者
- (イ) 離職期間が6年未満である者、または離職理由が妊娠・出産・育児の場合、未子を産んでから2年未満である者

イ 支給額 正社員 500 千円/人

短時間勤務正社員 400 千円/人

非正社員（フルタイム） 200 千円/人

非正社員（フルタイム以外(社会保険被保険者に限る)) 100 千円/人

※国の両立支援等助成金（再雇用者評価処遇コース）の対象となる場合は差額を支給

【実績】助成件数 21 件

(9) 中小企業育児・介護代替要員確保支援事業 (63,296 千円)

育児・介護による離職を防止し、就業継続を支援するため、育児・介護による休業者及び短時間勤務制度利用者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成

ア 対象労働者 同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者 等

イ 補助率 代替要員の賃金の1/2

ウ 支給上限額 休業コース 月額100千円、総額1,000千円

短時間勤務コース（育児）月額25千円、小学3年生まで

短時間勤務コース（介護）月額100千円、総額1,000千円

【実績】助成件数 84 件

(10) 仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金 (61,597 千円)

中小企業のWLB推進のための職場環境整備（ハード整備）を支援するため、整備費の一部を助成

ア 対象経費

- (ア) 女性等様々な人材の職域拡大のための環境整備
(専用のトイレ・更衣室、高齢者の負担軽減補助機器 等)
- (イ) 多様な働き方を導入するための環境整備（事業所内託児スペース 等）

イ 補助率 1/2（上限2,000千円）

【実績】助成件数 52 件

(11) テレワーク導入支援助成事業 (54,241 千円)

中小企業のテレワークの導入を促進するため、整備費の一部を助成

ア 対象経費 機器購入費、システム・ネットワーク構築費等導入に要する経費

イ 補助率 1/2 (上限2,000 千円)

【実績】助成件数 126 件

(12) 多様な働き方推進事業 (2,650 千円)

ア 「多様な働き方推進会議」の設置・運営

県内中小企業における多様な働き方の浸透・定着を目指すための推進体制を整備し、情報共有を図るとともに、多様な勤務形態の導入促進や新たな働き方の普及に関する方策を検討

イ 多様な働き方推進に向けたセミナーの開催

テレワーク、フレックスタイム等の多様な勤務形態に関する企業の理解を深めるとともに、副業等の新たな働き方に関する先進事例等の情報を共有し、制度導入に向けた意識を醸成

【実績】セミナー参加者数 105 人

(13) ものづくり分野における女性就業の促進 (3,000 千円)

ものづくり中小企業における人手不足解消、ダイバーシティ経営による競争力強化に向け、最大の潜在力である女性のものづくり分野への就業を促進

ア 女性学生向け“ものづくり”イメージアップ (女性活躍企業等の情報発信)

イ 女性に多い文系人材が活躍できる業務の切り出し(コンサルティング、人材養成)

ウ 女性活躍セミナー等の開催

【実績】セミナー等参加人数 (延べ人数) 835 人

(14) シルバー人材センター事業 (10,124 千円)

県内34のシルバー人材センターを指導・育成する(公社)兵庫県シルバー人材センター協会の運営を支援

併せて、県内のシルバー人材センター事業の広域連携強化と市町を越えた広域受注開拓を促進する兵庫県シルバー人材センター協会の取組を支援

【実績】就業実人員数 31,104 人

(15) ひょうごジョブコーチ推進事業 (23,241 千円)

県独自のジョブコーチ制度により、ジョブコーチが障害者の職場を訪問し、個々の特性を踏まえた伴走型支援の実施により、障害者の就労・定着支援の充実を促進

ア ジョブコーチの養成

国の定める養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチ等を養成

イ ジョブコーチの派遣

障害者が雇用される企業とジョブコーチをマッチングの上、派遣

(ア) 兵庫型ジョブコーチ

養成研修を修了した兵庫型ジョブコーチを派遣

(イ) 専任ジョブコーチ

専任ジョブコーチを兵庫県社会福祉事業団に2人配置し、困難性が高い障害者に対する就労・職場定着支援と兵庫型ジョブコーチへの相談指導を実施

【実績】 養成者数 27人

(16) 外国人雇用HYOGOサポートデスクの運営 (8,100千円)

県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者が在留資格に応じて適正に就労できるよう支援

ア 外国人雇用HYOGOサポートデスクの運営

(ア) 実施方法 対面・電話等による相談

(イ) 相談内容 在留資格、外国人雇用制度、業務内容・労務管理上の留意点等

(ウ) 相談体制 雇用相談員2人、専門アドバイザー（予約制）

(エ) 相談日時 週5日（月～金）、各日10:00～17:00

【実績】 相談件数（延べ） 550件

イ 外国人雇用セミナーの開催

(ア) 対象 外国人雇用企業、外国人雇用に関心のある企業

(イ) 内容 外国人雇用制度、雇用先進事例の紹介

【実績】 実施回数2回、参加者数106人

(17) 技能実習生の技能検定受検機会の充実 (4,576千円) (再掲(P28))

(18) 外国人留学生対策の推進 (28,718千円)

県内企業の留学生を活用した海外事業展開を支援するとともに、留学生に対し県内企業への就職を促すため、インターンシップ等を支援（県内企業海外事業展開に係る留学生活用事業）

ア 留学生インターンシップ等の実施

大学と企業の情報交換会等の開催、外資系企業によるグローバル人材育成セミナーの開催、企業見学会等

イ 日本語ビジネス能力向上等支援

ビジネス日本語講座、日本語能力試験N1集中講座の実施等

ウ 動画配信サイトでの就活情報の発信

県内企業に就職した元留学生や採用企業の経営者からのメッセージ動画を多言語で配信

【実績】 奨学金受給者数 148人

留学生インターンシップ参加留学生数 29人、実施企業数 13社

ビジネス日本語講座、日本語能力試験N1対策講座 実施回数 7回、参加留学生数 280人

外資系企業によるグローバル人材育成セミナー 実施回数 5回、参加留学生数 169人

【新型コロナウイルス感染症対策】

(19) ポストコロナを踏まえた労働・雇用環境向上事業 (28,476 千円)

「ひょうごスタイル」を推進し、ポストコロナを踏まえた取組として、県内中小企業における ICT を活用した労働環境の向上や人材育成・確保に向けた取組を支援

[補助対象事業例]

区 分	事業例
テレワーク導入や普及促進	○テレワーク導入の技術相談会 ○テレワーク導入に必要な労務管理セミナー 等
企業の ICT の推進による人材確保や労働環境の改善	○Web 説明会・面接の導入 ○ICT 化推進に関するセミナー 等

【実績】 事業実施件数 23 件

4 中小企業の新たな事業の展開等の促進 (第 14 条関係)

(1) 新事業創出支援貸付の実施 (524,071 千円)

実用化に向けた研究開発資金や、生活・サービス産業における新規事業開発資金を無利子で貸付

- ア 実施主体 (公財)ひょうご産業活性化センター
- イ 対象分野 生活・サービス産業、IT 活用、ものづくり、産学連携・事業連携
- ウ 貸付限度額 400 万円～3,000 万円
- エ 貸付割合 対象経費の 70%以内
- オ 貸付期間

区分	資本性ローン	通常ローン
貸付期間	5年6か月(※)・7年・10年	10年
償還方法	期限一括償還	3年据置 7年償還

※ 5年6か月期限一括償還の条件で既に貸付を受けている者、または5年6か月期限一括償還の条件で今後貸付を受ける者は、貸付期限を経過する前であれば、貸付期間と合わせて最長10年間の範囲内での月賦または半年賦での均等償還への変更の申出が可能

【実績】 貸付件数 1 件

(2) 「新技術・新事業創造貸付—新技術・AI・IoT 促進」の要件拡充 (再掲 (P11))

(3) 成長産業育成コンソーシアム推進事業 (25,171 千円)

「ひょうご産学官連携コーディネーター協議会」の枠組みをベースに、ハイレベルかつ多様な県内企業、大学等の第一線の研究者を巻き込んだ分野別コンソーシアムを充実強化

- ア 成長産業育成推進員の設置 (2 人)
研究プロジェクト等の立ち上げ支援やマネジメント等を実施するほか、企業からの個別相談にも対応できる人材を (公財) 新産業創造研究機構に設置

イ プロジェクト推進会議の開催

国等の研究開発プロジェクトの募集内容をふまえたマッチングの検討や、コンソーシアム発のプロジェクトの進捗管理、指導、助言を実施

ウ ネットワーキング交流会の開催

コンソーシアムに参画する企業、大学・研究機関等が一堂に会し、企業ニーズや技術シーズ等を情報交換

出席者 専門家人材、コンソ構成員（約 50 人）

エ 企業コンサルティングの実施

オ プロジェクトの具体化

COEプログラムにコンソーシアム枠を創設し、プロジェクトの具体化・実証を支援

【実績】参加企業数 159 社

(4) ひょうごメタルベルトを中核とした金属新素材開発普及事業(36,313千円)

工業技術センターのサテライトとして設置した「金属新素材研究センター」を核として、高付加価値化を実現する金属新素材の製造や 3D 造形技術の開発を通じた技術移転を推進

ア 設置場所 兵庫県立大学姫路工学キャンパス内

イ 推進体制 (ア) 研究は県立大学と連携して実施

(イ) ひょうごメタルベルトコンソーシアムによる推進

(兵庫県立大学を中核に、企業等による産学官連携体制を構築)

【実績】セミナー参加企業数 36 社

(5) 兵庫県最先端技術研究事業 (COE プログラム) の実施 (144,916千円)

最先端分野の産学官連携による萌芽的な研究調査や本格的な研究開発を目指す立ち上がり期の研究プロジェクトを支援

【実績】産学官共同研究参加企業数 72 社

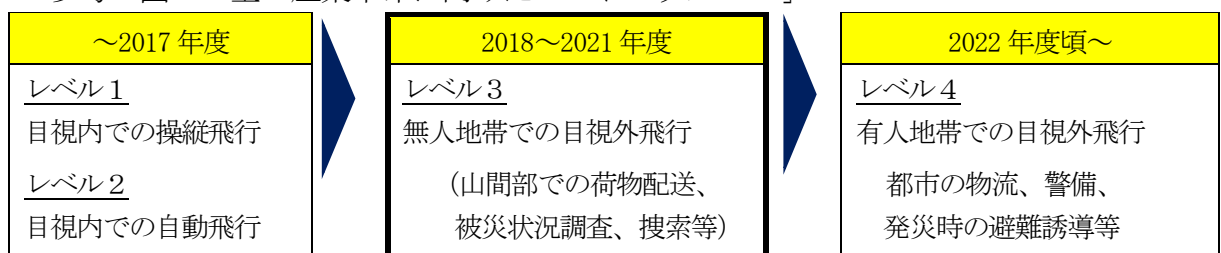
【制度概要】

区分	現行		R3拡充		
	可能性調査・研究	応用ステージ研究	可能性調査・研究	応用ステージ研究	成長産業育成コンソーシアム発研究
対象者	産学官で構成される共同研究チーム (県内中小企業1者以上)		産学官で構成される共同研究チーム(県内中小企業2者以上) ※コンソーシアム加入企業の企業間連携プロジェクト創出を促進		
対象産業分野	【従来分】①航空・宇宙 ②ロボット ③環境・エネルギー ④健康医療 ⑤新素材 ⑥オンリーワン技術 【拡充分】⑦AI・IoT・ビッグデータ(R元～) ⑧自動運転・ドローン		DX分野(左記⑦・⑧)のみ		成長産業育成コンソーシアム4分野 ①ロボット・AI・IoT ②航空・宇宙 ③環境・エネルギー ④健康医療 ※上記分野該当の現行⑤・⑥・⑧も対象
補助内容	研究会開催、文献調査、予備的実験等	本格的実験、コンピューターシミュレーション、DNA解析等	研究会開催、文献調査、予備的実験等	本格的実験、コンピューターシミュレーション、DNA解析等	
対象経費	研究(調査・試験分析・試作含む)に必要な経費 [R3拡充] 研究開発に従事する研究者の人的費(補助額の人的費割合25%以内)				
補助率	定額				
補助上限	100～1,000千円	1,000～10,000千円	100～1,000千円	1,000～10,000千円	100～20,000千円
補助期間	1年間	原則1年間(最大2年)	1年間		最大2年

(6) ドローンの先行的利活用事業の新たな展開 (77,989千円)

神戸市と協働し、ドローンの行政分野・官民連携分野における利活用検証や普及啓発活動を行うことにより次世代産業の創出につなげ、県民生活・行政サービス等の向上に寄与

<参考：国の「空の産業革命に向けたロードマップ2020」>



ア 利活用検証の実施

(ア) 行政分野での利活用検証

- a 実用化に向けた飛行・解析方法等を令和2年度より深掘りして検証
(例)災害時の有人ヘリとドローンの航空運用調整
- b 行政分野での新たな利活用の可能性を検証
(例)水管橋の点検等
- c 民間との協働モデル事業により、官民連携分野での高度利活用を検証
(例)鉄道構造物点検、害虫駆除等

(イ) 官民連携分野での利活用検証

(ウ) 有識者会議の開催

有識者からの意見を聴取し、費用対効果、精度面での実用可能性等を検討

(エ) 普及啓発活動

広報内容を令和2年度より拡充して全国的に発信、国・自治体間での意見交換を促進しドローン先進県を目指す

【実績】ドローン活用事業数 10件

(7) 技術力・生産性向上への支援等 (416,262千円)

ア 金属3Dプリンタを用いた技術力向上事業

技術力向上・事業の多角化に向けて金属3Dプリンタの導入・活用のための講習会を実施

イ 製造工程変換の促進による働き方改革支援事業 等

レーザを活用したものづくり工程の効率化・生産性向上を促進するセミナーを実施

【実績】雇用創出数 1,218人

(8) スーパーコンピュータの産業利用への支援 (104,772千円)

スーパーコンピュータ「富岳」の立地のメリットを発揮し、新たな知的創造拠点の形成や、イノベーションと新産業の創出を推進

【実績】FOCUS スパコンを利用した研究開発企業数 228社

(9) 先端技術人材の集積促進 (10,000千円)

県外高度人材と県内産業界・研究機関等との更なるネットワーク強化や技術交流機会の創出により「富岳」に向けた環境を整備

【実績】先端技術人材の交流・育成者数 692人

(10) 県ビームライン成果創出サイクルの構築 (6,500千円)

県放射光研究センターにマテリアルズ・インフォマティクス(※)を推進する体制を整備することで、県ビームラインで具体的な成果が生まれ続けるサイクルを構築

※膨大なデータの解析を駆使して新素材を設計する新たな手法

【実績】SPring-8 県ビームライン稼働率 100%

(11) 放射光利用促進事業 (2,021千円)

県主導で戦略的なビームライン運営を実施し、放射光科学、マテリアルズ・インフォマティクス、材料科学の融合による新技術・新材料開発を促進

【実績】SPring-8 県ビームライン稼働率 100%

(12) 「ひょうごプラチナ成長企業」の創出 (4,839千円)

中小企業の経営者の資質向上に向けたセミナー開催、改善活動の実践支援とその取組評価による認定を実施

ア プレセミナー 顧客価値創造セミナーの概要説明・PR

イ 顧客価値創造セミナー 経営計画策定・経営品質向上に向けた実践

ウ 改善取組及び認定 経営改善の実践とその取組評価による認定

【実績】セミナー受講企業数 39 社

(13) 異業種交流事業への支援 (31,922 千円)

技術・サービス・デザイン等の幅広い分野において、ビジネスパートナーや事業連携等の可能性を発掘する異業種交流の取組を支援

ア 対象 商工会議所、商工会、兵庫工業会、兵庫県工業技術振興協議会、兵庫県中小企業団体中央会の会員企業、及びひょうご産業活性化センターの関係企業を中心メンバーとして活動する異業種交流グループ

イ 支援内容 活動費補助 (1グループあたり上限1,500千円/2年)

異業種連携アドバイザーの助言、セミナー、事例発表会、交流会

【実績】採択件数 38 グループ

(14) 顕彰事業等による技術振興 (1,455 千円)

ア ひょうごNo.1ものづくり大賞

県内に集積したものづくり企業の優れた技術及び製品・部材を顕彰し、県内外に情報発信

【実績】ひょうごNo.1ものづくり大賞顕彰数 6件

イ ひょうごNo.1ものづくり大賞販路開拓支援事業

ひょうごNo.1ものづくり大賞の大賞受賞企業が実施する、展示会への出展やPR動画制作等の販路開拓の取組、専門家の助言・指導等による経営改善、技術改良等の取組を支援

(ア) 補助率 1/2 以内

(イ) 限度額 1,000 千円

ウ 職域における創意工夫者表彰の選考

職域における科学技術の改善向上に優れた成績を修めた勤労者を顕彰し、創意工夫の重要性を発信

(15) ひょうごオンリーワン企業の認定・支援 (1,246 千円)

優れた技術・ノウハウを有し、国内外で高い評価、シェアを得ている中小企業を「ひょうごオンリーワン企業」として認定し、情報発信を支援

【実績】ひょうごオンリーワン企業認定数 9件

(16) 次世代産業におけるAI・IoT・ロボット技術の導入促進～スマートものづくりセンターの運営～ (32,633 千円) (再掲(P22))

【実績】相談件数 348 件

(17) 工業技術センターによる技術支援 (113,195 千円)

神戸市須磨区に本所及び航空産業非破壊検査トレーニングセンター、県内2カ所に工業技術支援センター(繊維:西脇、皮革:姫路)を配置し、中小企業や地場産業の技術の高度化を支援

ア 技術相談・情報提供

(ア) 総合相談窓口

本所窓口で職員が常駐し、技術相談、依頼試験の受付や専門家の紹介・派遣などを実施するほか、各支援センターでも技術相談を実施

(イ) 中小企業巡回技術指導

研究員等が県内中小企業の生産現場を訪ね、相談・助言する一般企業訪問を実施するほか、企業の潜在的な技術開発のニーズを発掘する集中企業訪問、研究成果発表、移動工業技術センターを実施

(ウ) 技術アドバイザー派遣

専門知識の豊富な民間 OB 技術者等を技術アドバイザーとして委嘱し、個別具体の技術開発支援を行うため、中小企業の依頼に応じて生産現場に派遣

イ 機器利用・共同研究

(ア) 工業技術センターの機器の開放利用、依頼試験

a 企業の技術者が自ら機器を操作して分析・評価を行えるよう、保有する機器を企業に開放し、問題解決や新製品開発を支援

b 中小企業が抱える新製品開発、生産工程改善等の技術的課題の解決のため、企業からの依頼に応じて試料や試験片、製品等の試験、分析を実施

(イ) テクノトライアル事業（ものづくり試作支援事業）

技術指導の一環として、製品開発の構想段階での試作や初期研究を受託し、技術開発の指導・助言を実施

(ウ) ものづくり基盤技術入門研修

工業技術センターの試験研究機器を活用して、研究や試作開発などの実習型講習を実施

(エ) 共同研究等の推進

外部資金を活用しながら大学や企業との連携の下にプロジェクト型の技術開発研究等を推進

(オ) 知的財産の創出・活用と技術移転の促進

「兵庫県立工業技術センター職務発明審査会」を設置し、職務発明の認定から特許の取得、維持、活用、譲渡・廃止まで、プロジェクト研究等で生じた知的財産の一貫したマネジメントを実施

ウ 企業間連携・産学官連携

(ア) 兵庫県工業技術振興協議会への活動支援

兵庫県工業技術振興協議会（14の業種別研究会で構成。会員約470社）と連携し、ひょうご技術交流大会、研究成果発表会などの事業の実施により異業種交流を支援

(イ) 大学との共同研究等の推進

大学と連携協定を締結し、共同研究や人材交流を実施するとともに、産学連携による共同研究を実施

(ウ) 関西広域連合における公設試験研究機関との連携

関西広域連合構成府県市の公設試験研究機関における設備の共同利用や域内企

業のニーズに応える技術支援情報を提供

【実績】 共同・受託研究等の実施件数 671 件

(18) スマートものづくりセンターによる技術開発・製品開発及びデジタル技術導入支援 (61,465 千円)

ア 共同研究促進及び技術開発・製品開発支援

ものづくり産業が集積する神戸、阪神、播磨、但馬地域のスマートものづくりセンターにおいて、産学官の連携による技術研究のコーディネートや機器の利用提供などを通じて中小企業の技術開発、製品開発を支援

(ア) 実施主体 (公財)新産業創造研究機構

(イ) 設置場所 神戸(県立工業技術センター)、阪神((一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI))、播磨(姫路商工会議所)、但馬(県立但馬技術大学)

イ 次世代産業におけるAI・IoT・ロボット技術の導入促進～スマートものづくりセンターの運営～(再掲(P22))

【実績】 相談件数 2,137 件

(19) ひょうご農商工連携ファンド (6,889 千円)

(公財)ひょうご産業活性化センターが設置している「ひょうご農商工連携ファンド」の基金運用益等を活用して、県内の中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓等を支援

※令和3年3月に旧ファンドによる事業期間が満了し、後継ファンドを新たに組成

【実績】 採択件数 5 件

[ファンド概要]

運用期間	令和3年3月～令和13年3月(10年間)
資金規模	25.8億円 (内訳) 県 : 0.1億円 (公財)ひょうご産業活性化センター : 2.7億円 (独)中小企業基盤整備機構 : 20.0億円 県内金融機関 : 3.0億円
支援対象	中小企業者等と農林漁業者の連携体による研究開発、販路開拓
運用期間	10年間
支援方法	補助金の交付
支援内容	補助上限4,000千円(※補助率2/3 ※補助対象期間:2年以内)

【新型コロナウイルス感染症対策】

(20) がんばるお店・お宿応援事業 (1,271,016 千円)

コロナ禍の影響を受け、売上が減少している飲食店等によるテイクアウトやデリバリーなどの事業展開や感染防止対策を支援

ア 対象事業 テイクアウト・デリバリーの実施、感染防止対策等

イ 対象者 飲食店、宿泊施設を営む中小事業者

ウ 補助額 下限50千円～上限100千円(定額)/1店舗

【実績】 支援対象件数 13,202 件 ※兵庫県中小企業団体中央会に補助

(21) 中小企業におけるポストコロナ出口戦略の構築 (364, 193 千円)

ポストコロナを見据え、今後のビジネスに求められる課題に対する県内中小企業者の取組を支援

ア 対象経費 課題に対応する戦略の構築等に要する以下の経費
・調査・研究活動費、専門家派遣経費、社員等人材育成費等
(これらに付随する備品等購入費を含む)

イ 補助金額 上限 50 万円(補助率 1/2 相当)※対象経費に応じて補助

【実績】支給件数 826 件

(22) ポストコロナ・チャレンジ支援事業の実施

ポストコロナ社会において革新的な発想や技術に基づき社会課題解決に取り組むスタートアップを始めとする中小企業等の起業又は新ビジネス創出を支援

ア 対象者 起業又は新ビジネス創出を行うスタートアップを始めとする中小企業等の代表者

イ 補助金額 上限 300 万円(起業・事業拡大:200 万円、空き家改修:100 万円)

ウ 補助率 1/2

(23) 中小企業の新事業展開への支援 (644, 906 千円)

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開に取り組む県内中小企業者の取組を支援

ア 補助対象 以下の要件を満たす中小企業

・申請前の直近 6 ヶ月のうち任意の 3 ヶ月の合計売上高が、前年又は前々年以前の同 3 ヶ月と比べて 10%以上減少

・コロナ禍に対応して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等事業再編に取り組むこと

小売業：対面販売に加えて EC サイトを構築したネット販売に要する経費

飲食業：弁当販売店が高齢者向けの宅配事業の新展開に要する経費等

イ 対象経費 建物改修費、設備費、システム購入費、広告宣伝費等

ウ 補助率等 1/2 ※事業費に応じてそれぞれ定額補助

事業費	補助金額
50 万円以上 70 万円未満	35 万円
70 万円以上 100 万円未満	50 万円
100 万円以上 150 万円未満	75 万円

※事業費 150 万円以上は国の中小企業等事業再構築促進事業の対象

(補助率 2/3、事業費 150 万円以上 9, 000 万円以下)

【実績】対象支援件数 925 件

5 中小企業の販路の拡大支援 (第 15 条関係)

(1) 国際フロンティア産業メッセ 2021 の開催 (8, 000 千円)

国内外の企業、研究機関等の先進的な技術・ビジネスに関する展示を通じて、新たな技術開発の提携や販路開拓を支援する国際フロンティア産業メッセ 2021 を開催

ア 開催時期 令和 3 年 9 月 2 日(木)、3 日(金)

イ 開催場所 神戸国際展示場

【実績】出展規模 360社／415小間 来場者数 約7,100人

(2) 地域間経済連携の促進 (29千円)

東アジア及びASEAN諸国等を中心に、地域間経済連携を促進し、双方向での経済交流を促進

ア 中国との経済連携プロジェクトの推進

友好提携先の広東省を含む中国との経済交流、双方の企業活動を促進

(ア) 日本広東経済促進会の運営

本県・日本と広東省の行政・経済団体・企業が参画する経済交流促進のプラットフォーム「日本広東経済促進会」を運営し、年次会を開催

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症による渡航制限等により開催を延期

イ ベトナム・ホーチミン市との経済連携プロジェクトの推進

本県とホーチミン市の行政・経済団体・企業が参画する経済交流促進のプラットフォーム「兵庫県・ホーチミン市経済促進会議」を開催

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症による渡航制限等により開催を延期

ウ 国際経済交流テクニカルビジットの受入

本県友好提携先や在日外国公館などを窓口として、海外からビジネス代表団を受入れ、県内企業訪問やセミナー開催等を通じ、ビジネス交流を促進

(ア) 受入団体 10団体程度

(イ) 受入事業 本県PRセミナー、企業視察、企業交流会 等

(3) ひょうご海外展開支援プロジェクト (7,211千円)

ア ひょうご海外ビジネスセンターの運営 (再掲(P7))

イ ひょうご国際ビジネスサポートデスクの運営 (再掲(P7))

ウ 海外事務所による県内企業の海外展開への支援

海外事務所の現地ネットワークを活用し、県内企業の海外展開に関する専門的な相談等に対応するとともに、ビジネスアテンドサービスを提供

エ ひょうご海外展開支援セミナーの開催

ひょうご国際ビジネスサポートデスクやジェトロ神戸、金融機関、外国政府機関等と連携し、海外展開のためのセミナーを開催

オ JICAと連携した企業支援セミナーの開催

開発途上国への事業展開を促進するため、JICAの民間企業支援制度の活用を促す企業向けセミナーを開催

カ 経済ミッションの派遣

県内企業等からなる経済ミッションを海外に派遣し、現地機関とのネットワーク形成やビジネス環境調査等を行い、現地ビジネス状況の理解を深めるとともに海外展開の契機を創出

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症による渡航制限等により派遣を延期

【実績】 県内に本社を置く企業の海外進出数 688 社
ひょうご海外ビジネスセンターにおける相談件数 427 件

【新型コロナウイルス感染症対策】

(4) 中小企業による EC サイト活用販売への支援 (15,186 千円)

コロナ禍の影響により、売上が減少している中小企業者が新たに EC サイトを活用して販売事業に参入する取組を支援

ア 対象者 ・ 県内に事業所を有する中小企業者
・ 直近月間売上が前年度又は前々年度の同月比 20%以上減少 等

イ 対象経費 EC サイト出店時の初期費用、サイト利用料、新商品出品経費 等

ウ 補助金額 16 万円(補助率 1/2 相当)

【実績】 支給件数 106 件

(5) 中小企業の海外展開に向けた実現可能性調査への支援 (9,615 千円)

県内企業による、海外での販路開拓や拠点設立等の実現可能性調査を支援。ポストコロナ社会を見据え、越境 EC やオンライン展示会への出展等、オンラインを活用した取組への支援を強化。

ア 補助率 対象経費の 1/2 以内

イ 限度額 1,000 千円以内(越境 EC 等出展調査は 500 千円)

【実績】 中小企業海外展開助成件数 36 件

6 中小企業者の受注機会の増大 (第 16 条関係)

(1) 中小企業の官公需確保対策の推進

官公需に係る予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、可能な限り分離・分割して発注する等により中小企業者の受注機会の確保を推進

(2) ひょうご新商品調達認定制度による支援

地方自治法に基づき、中小企業者が開発・生産する新商品・新役務を県が認定、随意契約でその商品・役務を県が購入・借り入れする新商品調達認定制度を実施

【実績】 認定件数 6 社 6 商品

7 中小企業の創業等の促進 (第 17 条関係)

(1) 「起業プラザひょうご」の運営 (54,261 千円)

若者等による起業・創業の機運を高めるため、スモールオフィス等の起業の場や交流機能を備えた「起業プラザひょうご」を運営

ア 設置場所 三井住友銀行神戸本部ビル 2 階 (神戸市中央区)

イ 開設時間 9:00~22:00 (平日)、10:00~20:00 (土日祝)

ウ 料金月額

(ア) 基本会員 : 5,000 円 ※学生等減免 (半額) 措置あり

(イ) ワーキングデスク：5,000円 席数：16席

(ロ) スモールオフィス：3,000円/m² 部屋数：17室

エ 起業家支援施設ネットワーク事業の実施

県・市町起業家支援施設ネットワーク会議を設け、施設間での情報交換・相互連携を推進

【実績】会員数（R4.3月末） 142 会員

(2) 起業プラザひょうご姫路・尼崎の設置・運営

起業プラザひょうごの成果や、起業の機運の盛り上がりを全県に波及させるため、姫路市・尼崎市と連携のもと起業支援の地域拠点を設置し、各地で活躍する起業家を支援

【施設概要】

	起業プラザひょうご姫路	起業プラザひょうご尼崎
設置場所	大手前ダイネン BLD. II 3階 (姫路市本町)	尼崎市中小企業センター3階 (尼崎市昭和通)
開設時間	9:00～21:00 (平日) 9:00～17:00 (土日祝)	8:30～21:00
整備内容	基本会費 5,000円 ※ 学生等減免 (半額) 措置あり スモールオフィス：2,000円/m ² 9室	基本会費 4,000円 ※ 学生等減免 (半額) 措置あり スモールオフィス：2,000円/m ² 9室
規模	280m ²	240m ²
特色	若者向け起業マインドの醸成	経営相談員 (インキュベーションマネージャー) による伴走型支援

【実績】会員数（R4.3月末） 姫路 35 / 尼崎 14

(3) UNOPS S3i Innovation Centre Japan (Kobe) (現 UNOPS Innovation Centre) の運営支援 (8,979千円)

起業プラザ会員の成長促進と県内への起業家等の集積を図るため、SDG s に取り組むスタートアップが活躍する UNOPS の運営を支援

ア 設置場所 三井住友銀行神戸本部ビル2階 (神戸市中央区)

イ 面積 433 m² (起業プラザひょうごとの共用会議室 107 m²含む)

ウ 開設時期 令和2年11月

エ 取組内容 課題解決型サービスを提供するスタートアップの育成
起業プラザ会員との交流 等

(4) UNOPS と連携した SDG s チャレンジ事業の実施 (28,117千円)

自社ビジネスを SDG s の課題解決に変換し、新規事業の立上げに繋げる機運を醸成し、UNOPS が持つ SDG s の課題 (ビジネスニーズ) の解決に繋がるビジネスモデルを有する県内企業等を県・神戸市連携のもと支援

ア 事業内容 UNOPS 支援事例による SDG s 普及啓発セミナーの開催

SDG s の課題解決に繋がるビジネスモデルのブラッシュアップ

パイロットプロジェクト実現に向けた支援、海外展開に向けたサポート

イ 対象企業 県内を中心とするスタートアップ企業

ウ 募集企業 20社程度

エ 実施場所 起業プラザひょうご

【実績】海外実証企業数 7社

(5) ひょうご神戸ネクスト・スタートアップコンテストの実施(4,500千円)

ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアムと連携したピッチコンテストを実施し、スタートアップと金融機関やベンチャーキャピタル、大手・中堅企業、大学・研究機関等とのマッチングを行い、資金調達や販路開拓等につなげる場を提供するとともに、優秀な事業計画を有する事業者の販路開拓等を支援

ア ピッチコンテストの実施 対象数 20社程度

イ 販路開拓等を支援

【実績】発表企業数 6社

(6) ひょうごスタートアップウィークの開催(4,000千円)

スタートアップを支援する地域としての魅力を県内外にPRし、ポストコロナを切り開くスタートアップの集積を図るため、県内コワーキングと連携したイベントを集中開催

ア 開催時期 令和3年10月

イ 開催場所 起業プラザひょうご等

ウ 内 容 基調講演、トークセッション、成果発表会 等

【実績】起業プラザひょうご神戸 5回 97人

起業プラザひょうご姫路 3回 37人

起業プラザひょうご尼崎 2回 82人

(7) 県内大学等と連携した起業家の育成(9,722千円)

起業・創業の活性化に取り組むため神戸大学や県立大学と連携し、イノベーションを自ら創出できる力を持った起業人材を育成

ア 神戸大学と連携した起業人材育成プログラム

(ア) ねらい グローバル展開可能なスタートアップ、アントレプレナー人材の輩出

(イ) 対象者 シード・アーリーステージの独立起業家、起業家予備軍

(ウ) 講座内容 ビジネスモデル構築・ファイナンス等の基礎講座に加え、カリフォルニア大学サンディエゴ校等との連携による海外プログラムを実施

(エ) 実施場所 起業プラザひょうご 等

イ 兵庫県立大学と連携した起業人材育成プログラム

(ア) ねらい 大学の技術シーズを活用したテック系スタートアップ、アントレプレナー人材の輩出

(イ) 対象者 県立大学及び近隣大学の学生等

(ウ) 講座内容 ビジネスモデル構築・ファイナンス等の基礎講座に加え、AI・IoT等のテクノロジー実践講座を実施

(エ) 実施場所 オンライン等

【実績】受講者数 50人

(8) 起業家支援事業 (153,594千円)

地域活性化を図るため、県内で起業を目指す女性・若手・ミドル・シニア・ポストコロナ起業家・UJI ターン者に対して切れ目のない支援を実施

【実績】補助件数 158件

ア 女性起業家支援事業

女性ならではの視点や柔軟な発想を生かし県内で起業・第二創業を目指す女性起業家に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の一部を補助

(ア) 補助額 上限100万円 ※空き家を活用する場合、別途上限100万円加算

(イ) 補助率 1/2以内

(ウ) 補助件数 60件

イ 若手起業家支援事業

起業家に占める割合が低下傾向にある若者による起業を促進するため、県内で起業・第二創業を目指す若手起業家(35歳未満)に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の一部を補助

(ア) 補助額 上限100万円 ※空き家を活用する場合、別途上限100万円加算

(イ) 補助率 1/2以内

(ウ) 補助件数 30件

ウ ミドル起業家等支援事業

事業性と社会性を両立させながら地域課題の解決に資する起業の促進を図るため、県内で起業を目指すミドル起業家(35歳以上55歳未満)に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の一部を補助

(ア) 補助額 上限100万円 ※空き家を活用する場合、別途上限100万円加算

(イ) 補助率 1/2以内

(ウ) 補助件数 35件

エ シニア起業家支援事業

豊富な経験や技術、幅広い人脈といった強みを生かし県内で起業を目指すシニア起業家(55歳以上)に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の一部を補助

(ア) 補助額 上限100万円 ※空き家を活用する場合、別途上限100万円加算

(イ) 補助率 1/2以内

(ウ) 補助件数 30件

オ ふるさと起業・移転促進事業(UJI ターン者起業等支援)

ふるさと兵庫へUJI ターンし、県内で起業等又は県外の事業所を県内に移転する者に対し、起業及び移転に要する経費の一部を補助

[一般枠]

(ア) 対象者 県外から県内に住民登録を移し、県内で起業する者等

(イ) 補助額 起業・事業所移転に係る経費 100万円以内

移住に係る経費 100万円以内

※空き家を活用する場合、別途上限 100 万円加算

(ウ) 補助率 1/2 以内

(エ) 補助件数 30 件

[東京 23 区移住者枠]

(ア) 対象者 以下の全てを満たし県内へ住民登録を移し、県内で起業する者
 ・直近 10 年のうち通算 5 年以上東京 23 区に在住、または通勤
 ・直近 1 年以上東京 23 区に通勤

(イ) 補助額 起業に係る経費 100 万円以内
 (移住に係る経費は市町の移住支援金で対応)

※空き家を活用する場合、別途上限 100 万円加算

(ウ) 補助率 1/2 以内

(エ) 補助件数 15 件

(9) コワーキングスペースの開設支援 (14,897 千円)

地域における起業拠点を創出するとともに、テレワーク・副業等の多様な働き方に対応するため、コワーキングスペースの開設を支援

ア 補助上限額等

対象経費	補助期間	運営支援型	整備支援型
建物改修費	開設時	1,000 千円	5,000 千円
空き家改修の場合		+1,000 千円	+1,000 千円
事務機器取得費		500 千円	500 千円
賃借料	3 年間	600~900 千円/年 ※地域により異なる	—
通信回線使用料		600 千円/年	—
人件費 (高度 IT 人材)		1,000 千円/人・年 (IT 事業を行う場合)	—
補助上限額(3 年間)		9,000 千円	5,500 千円
空き家改修の場合		10,000 千円	6,500 千円
対象地域		全県	全県
補助率		1/2 (県 1/4、市町 1/4) ※人件費は定額	1/2 (県 1/4、市町 1/4)

【実績】 補助件数 17 件 (うち新規 6 件)

(10) ひょうご神戸スタートアップファンドの運用

飛躍的な成長が期待されるスタートアップ企業を資金面で支援するため、神戸市や県内支援機関、金融機関、民間企業等と連携し、新たな投資ファンドを設立

ア 資金規模 10 億円超目標 (本県は公益財団法人ひょうご産業活性化センターが出資するうちの 2 億円を支援)

イ 運用期間 10 年以内 (最大 3 年間の延長あり)

ウ 投資対象 県内に本社または拠点を有する、または今後県内に拠点を整備する予定のあるシード期、または、アーリー期のスタートアップ企業 等

エ 組成方法 令和 2 年度、令和 3 年度の 2 段階で組成

(※)シード期：事業成立期(起業前後)、アーリー期：事業が軌道に乗るまでの時期

【実績】 支援件数 5 件

(11) ひょうごチャレンジ起業支援貸付による支援

新規事業に取り組む起業家等に対し、事業に必要な運転・設備資金の無利子貸付を実施

ア 貸付限度額 スタートアップ・コンテスト枠：1,000万円

起業支援事業連携枠：500万円

イ 貸付期間 10年以内（原則3年据置）

【実績】補助件数 8件、補助金額 21,000千円

(12) 新規開業貸付による支援（再掲(P12)）

(13) コミュニティジョブ支援事業（40,352千円）

ポストコロナを見据えた多様で柔軟な働き方を推進し、コミュニティ・ビジネス等での起業を総合的に支援するため、NPO法人等による生きがいしごとサポートセンターの設置・運営を支援

【実績】起業団体数 99団体

【新型コロナウイルス感染症対策】

(14) ポストコロナ起業家支援事業（22,592千円）

after/with コロナを見据えた地域経済の再生・活性化に資する事業で、県内で起業を目指す者に対し、事業の立ち上げ等に要する経費の一部を補助

ア 補助額 上限100万円 ※空き家を活用する場合、別途上限100万円加算

イ 補助率 1/2以内

ウ 補助件数 30件

【実績】補助件数 29件

(15) ポストコロナ・スタートアップ支援事業（32,367千円）

コロナ禍により表出したデジタル化・非接触化などの新たな社会課題をはじめとする地域社会・国際社会の課題の解決に資する、スタートアップによる新たな発想や技術に基づくイノベーションの創出を支援するため起業や事業拡大に要する経費を補助

ア 補助額 上限400万円

※公開審査で最優秀となった事業者は上限500万円

※空き家を活用する場合、別途上限100万円加算

イ 補助率 定額

ウ 補助件数 10件

【実績】補助件数 7件

8 中小企業の事業の承継の促進（第18条関係）

(1) 事業継続支援事業（63,530千円）

事業承継を躊躇する中小企業を後押しするため、事業承継時に発生する経費を補助し、中小企業の事業承継を支援

ア 対 象 以下の要件を満たす県内の中小企業者

(ア) 商工会・商工会議所の指導を受け、事業承継計画を策定した者

(イ) 事業承継を実施した者、もしくは補助期間中に事業承継を実施する者

イ 補助内容

補助対象経費		店舗賃借料	広告宣伝等事務費	建物改修費・ 設備導入費
補助率		1/2		
補助限度額	1年目	1,000千円	1,000千円	2,000千円
	2年目	1,000千円	1,000千円	—
	3年目	1,000千円	1,000千円	—
	合計	3,000千円	3,000千円	2,000千円

※店舗賃借料は第三者承継時のみ補助

【実績】 支援企業数 73件（新規26件、継続47件）

(2) 事業承継税制の活用促進

経営承継円滑化法に基づく事業承継の支援措置（事業承継税制等）に係る認定及び指導・助言を実施

(3) 事業承継支援貸付による支援（P11参照）

【実績】 融資件数 2件

融資金額 65,000千円

9 中小企業者の災害時の事業継続支援（第19条関係）

(1) 「防災促進貸付」による支援（P11参照）

(2) 企業BCPの策定支援（11,500千円）

大規模災害発生時における企業経済活動の継続を図るため、県内企業のBCP（事業継続計画）策定及びBCPの実効性を高めるために実施する訓練等に対して支援し、企業の事業継続力向上を促進

ア BCP策定セミナー開催補助

(ア) 補助対象 県内の商工会議所、商工会

(イ) 補助要件 県内の商工会議所、商工会が行うBCP策定セミナー開催に係る経費を補助

(ウ) 対象経費 セミナー講師謝金・旅費、セミナー会場経費、チラシ作成、資料作成費

(エ) 補助率 商工会議所（地域版）定額300千円、（全県版）定額500千円、
商工会連合会 定額2,100千円

イ BCP策定・推進補助

(ア) 補助対象 県内の事業所

(イ) 対象経費 BCP策定及び帰宅困難者対策に関する訓練・研修経費

(ウ) 補助率 定額50千円

(エ) 補助件数 34 件

【実績】 企業 BCP 策定に県支援制度を活用した事業所数 39 事業所

(3) 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」策定の推進

商工会・商工会議所が市町と協力して策定する「事業継続力強化支援計画」や、災害発生時の事業継続対策として小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定を支援

事業継続力強化支援計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会・商工会議所が小規模事業者の防災に関する取組を支援するための計画 自然災害に対する注意喚起、BCP策定に関する指導助言、災害による影響軽減のための情報提供、災害発生時の被害状況の把握等について記載。計画期間5年以内。 ○ 市町と共同で作成、県が認定
事業継続力強化計画 [県内 215 社認定 (R1.12月末時点)]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災・減災対策として必要な取組を記載。計画期間3年以内 被害想定、災害時の初動対応、事前対策（人員・設備・資金繰り・情報保全等）、実効性の確保（計画の見直し）等について記載 ○ 国（近畿経済産業局）が認定

【実績】 推進団体数 38 商工団体

(4) BCP を策定した事業者への支援

「事業継続力強化計画」等の認定を受けた事業者に対し、産業・労働関係の補助金及び認定・表彰制度の審査において加点等を実施

ア 補助金

- (ア) ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業
- (イ) がんばる小規模事業者支援事業（展示会出展）
- (ウ) 事業継続支援事業
- (エ) 地場産業海外展開支援事業
- (オ) IT 戦略推進事業

イ 認定・表彰制度等

	事業名	対象者
1	ひょうごオンリーワン企業認定	優れた技術や製品を有する事業者
2	移住支援事業・マッチング支援事業 (移住支援金対象企業)	東京圏からの移住を伴う就業者受入れ県内企業
3	ひょうごいいね！お店表彰	商店街優良店舗
4	ひょうご No. 1 ものづくり大賞	ものづくり企業の優れた製品等

※「防災促進貸付」「補助金等の審査加点」の対象となる BCP

- ・ 中小企業庁の「中小企業 BCP 策定運用指針」に準じた BCP
- ・ 「中小企業等経営強化法」に基づく「事業継続力強化計画」
- ・ 国土強靱化貢献団体の認証（(一社)レジリエンスジャパン推進協議会が認証）を取得した BCP
- ・ 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦する BCP
- ・ 兵庫県企業 BCP 策定支援事業による補助を受け策定した BCP

10 地場産業の振興（第20条関係）

（1）産地のブランド力強化の促進（37,173千円）

産地のブランド力強化を促進するため、産地組合等が行う販路拡大、海外展開のための新技術開発、人材育成、首都圏での取組を支援

ア 対象産地

清酒、ケミカルシューズ、真珠、播州織、三木金物、皮革、素麺、豊岡かばん、淡路瓦、線香 等

イ 対象事業

ニーズに応じた新製品・新技術・デザインの開発、国内外の展示会への出展・開催、国内外市場におけるマーケティング調査、ものづくりの専門能力を有する人材の育成、首都圏でのアンテナショップを核とした販路開拓の取組 等

ウ 補助限度額（定額）

国内展開 4,000千円 海外展開 4,000千円

人材育成 2,000千円 首都圏販路開拓 4,000千円

【実績】補助産地数 13産地

（2）地場産業の持続・活性化への支援（54,906千円）

新型コロナウイルス感染症の拡大により被害を受けた地場産業の持続的発展に向けた事業実施を支援

ア 事業目的

「ひょうごスタイル」の導入による産地の持続的な発展に向けた事業実施を支援することで、コロナ禍で被害を受けている地場産業を活性化

イ 対象者 産地組合等

ウ 対象事業

(ア) 「ひょうごスタイル」での活用が期待される新製品・新技術開発

(イ) ポストコロナに対応した非接触の販路開拓 等

エ 補助限度額（定額） 5,000千円

【実績】補助産地数 17産地

（3）地場産業の海外展開支援（10,226千円）

県内地場産地企業が海外展開するためのブランド戦略、新商品・新技術の開発等に対して支援

ア 対象者 海外展開を行う産地中小企業等

イ 補助率 1/2以内

ウ 補助限度額 5,000千円/年

エ 補助期間 3年以内

【実績】補助件数 7件

（4）じばさん兵庫ブランドの創出支援（6,000千円）

産地企業等の新たなブランド創出を支援するため、産地の意欲ある企業等が、単独または他企業と連携して行う新商品・新技術の開発等を支援

- ア 対象者 産地中小企業等
- イ 対象事業 ブランド創出に必要な戦略の立案、市場調査、新商品・新技術の開発・改良、デザイン開発・改良、販路開拓 等
- ウ 補助率 1/2 以内
- エ 限度額 10,000 千円/年
- オ 補助期間 3 年以内
- 【実績】 補助件数 6 件

(5) ひょうごのファッションイベントへの出展支援 (5,820 千円)

新たな市場開拓や認知度拡大を推進するため、30～40 代を中心とした大人世代を対象に開催されるファッションイベント (KOBE PREMIUM Night) への、ひょうごの地場産品の出展を支援し、産地企業の情報発信を推進

- ア 実施手法 (公財) 神戸ファッション協会へ補助
- イ 実施時期 令和3年12月
- ウ 実施場所 福崎町 (無観客で収録、ウェブで発信)

【実績】 出展産地数 6 産地

(6) ひょうごの「酒」輸出拡大促進事業 (7,500 千円)

ひょうごの「酒」を海外へ積極的に PR し、県内清酒製造業のさらなる発展を目指すため、海外展示会への出展等を支援

- ア 対象者 県内の酒造組合
- イ 内容 (ア) パリでの展示・試飲商談会への出展
(イ) 海外向け GI (地理的表示) の PR
- ウ 対象経費 出展料、渡航経費等
- エ 補助率 定額

【実績】 出品銘柄 17 品

(7) ひょうごの清酒消費拡大キャンペーンの実施 (9,897 千円)

県の主要な地場産品である清酒のイメージアップ及び消費拡大を推進するため、関係団体が実施するキャンペーン事業を支援

- ア 実施主体 県酒造組合連合会、県小売酒販組合連合会
- イ 事業内容 キャンペーン参加店で県産清酒を購入した消費者に記念品の進呈、抽選で県内酒蔵の銘酒を提供
- ウ 実施期間 令和3年11月1日から11月30日まで

【実績】 清酒抽選応募数 1,094 件

【新型コロナウイルス感染症対策】

(8) ひょうごの地場産業元気づくりキャンペーン

多くの産地でコロナ禍前より売上が減少していることを踏まえ、地場産品の消費拡大のための産地横断型キャンペーンを実施

- ア 内 容 PR イベント、産地横断のコラボ新商品開発、各素材のストーリーに着目したPR動画の作成、インフルエンサーを活用した魅力発信
- イ 補助金額 1,000万円(定額・1/2相当)
- ウ 実施主体 神戸ファッション協会
- エ 実施時期 令和4年8月31日から9月27日まで

11 商店街の活性化（第21条関係）

（1）魅力ある商店街づくり（848,387千円）

ア 賑わい・集客

（ア）商店街ファンづくり応援事業

商店街に継続的な賑わいをもたらす地域性、独自性のあるイベントなどを支援

- a 対象事業 地域資源を活用したオリジナル商品の開発、商店街の知名度向上企画、商店街地域の特性を活かしたイベント、シンボルマスコットの制作、SNSやネット中継による発信 等

b 補助額

対象経費	補助単価	補助件数
1,500千円以上	400千円	40団体
1,000～1,500千円未満	300千円	40団体
500～1,000千円未満	200千円	40団体
500千円未満	100千円	40団体

※ただし、500千円未満は対象経費の1/4を超えない額とする

【実績】支援対象件数 68件

イ 商店街お買い物券・ポイントシール事業の実施

消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定プレミアム付商品券の発行やポイントシール事業を支援

- （ア）事業内容 商店街等のプレミアム付商品券発行及びポイントシール事業による地域商業の支援（商品券等は当該商店街内のみで利用可能）
- （イ）対象者 商店街・小売市場等(商工会・商工会議所等と一体となって実施する場合を含む)
- （ウ）対象経費 商品券プレミアム分、ポイントシールプレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップ等作成費 等
- （エ）負担割合 県2/3、市町1/3（市町義務随伴）

【実績】支援対象件数 23件

ウ 施設・環境整備

（ア）商店街・小売市場共同施設建設費助成事業

コロナ禍でも来街しやすい環境づくりのため、商店街が設置するアーケード等の設置・改修を支援

- a 補助率 1/3
- b 補助限度額 8,000千円

c 補助件数 40 件

(イ) 商店街共同施設撤去支援事業

商業集積機能を失った商店街における空き店舗等の住宅への転換を促進するため、老朽化したアーケード等の共同施設の撤去を支援

a 補助率 (a) 通常分：1/3 (別途市町 1/3)

(b) 特別枠 (※)：9/20 (別途市町 9/20)

※申請時の会員数が建設時の 1/3 以下、または空き店舗数が全体の 2/3 以上の商店街等で、市町が安全確保、景観向上等の理由から通常の補助率を超えて支援する撤去事業

b 補助限度額 5,000 千円

【実績】支援対象件数 32 件

(2) 空き店舗対策 (29,371 千円)

ア 商店街新規出店・開業支援事業

商店街の空き店舗を活用した新規出店、子育て・高齢者支援施設等の設置を支援

(ア) ひょうご空き店舗情報の提供

(イ) 商業アドバイザーの派遣

(ウ) 補助制度

a 補助対象経費 内装工事費、店舗賃借料 等

b 補助期間 3 年

c 補助率 1/3

d 補助限度額 1 年目：1,500 千円、2 年目：500 千円、3 年目：500 千円

【実績】支援対象件数 35 件 ※ひょうご産業活性化センターに補助

イ 商店街空き店舗再生支援事業

商店街にとって望ましい業種構成の実現や個性的な店舗出店による新たな客層の来街促進を図るため、商店街や市町等が主導する出店誘致の取組を支援。

(ア) 補助対象経費 店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費、広告宣伝費 等

(イ) 補助期間 3 年

(ウ) 補助率 1/2

(エ) 補助限度額 (1 年目) 2,000 千円、(2・3 年目) 750 千円

※住居改修を伴う場合や居住者の引越料を支援する場合は別途加算。

【実績】支援対象件数 5 件 ※(公財) ひょうご産業活性化センターに補助

(3) 事業承継 (商店街事業承継支援事業) (1,963 千円)

ア 商店街事業承継支援事業

商店街の店舗が、商店街の活性化プランに基づいて進める街づくりに合致する事業承継を支援(賃貸物件での営業を親子間で承継する場合も、原則として支援対象)

(ア) マネージャー (商店街振興担当) による支援

(公財) ひょうご産業活性化センターのマネージャー (商店街振興担当) が助言、指導を行い、個別にマッチングを支援

(イ) 補助制度

	店舗承継促進事業	承継店舗開業支援事業	承継店舗円滑化事業								
補助対象者	事業譲渡者	事業承継者									
対象経費	移転費用	内装工事費等、広告宣伝費	店舗賃借料								
補助期間	1年		3年								
補助率	1/3(別途計1/3) (補助限度額:200千円)	(内装工事費・フード整備費) 2/3 (補助限度額:4,000千円) (広告宣伝費) 定額 (補助限度額:1,000千円)	1/2 (補助限度額) 店舗等の面積区分に応じた助成単価に基づき算出された額と実家賃の1/2のいずれか低い額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積区分(m²)</th> <th>助成単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200以下</td> <td>1,000円/m²</td> </tr> <tr> <td>200超 1,000以下</td> <td>500円/m²</td> </tr> <tr> <td>1,000超 3,000以下</td> <td>200円/m²</td> </tr> </tbody> </table>	面積区分(m ²)	助成単価(円)	200以下	1,000円/m ²	200超 1,000以下	500円/m ²	1,000超 3,000以下	200円/m ²
面積区分(m ²)	助成単価(円)										
200以下	1,000円/m ²										
200超 1,000以下	500円/m ²										
1,000超 3,000以下	200円/m ²										

【実績】 支援対象件数 1件 ※ひょうご産業活性化センターに補助

(4) リーダー養成 (649千円)

ア 商店街次代の担い手支援事業

次代を担う商店街リーダーとして必要な資質向上を図るため、商店街の若手商業者グループが取り組む実践活動を支援

(ア) 対象者 商店街の若手商業者グループ

若手商業者とベテラン商業者によって構成されたグループ

(イ) 補助率 定額

(ウ) 補助限度額 300千円

【実績】 支援対象件数 3件

(5) 商店街買い物アシスト事業 (4,995千円)

買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、ECサイトを活用した共同宅配や移動販売、ご用聞き・共同宅配、買い物送迎車の運行、高齢者等の買い物サポートを支援

ア 対象者 商店街・小売市場、商工会・商工会議所、商業者グループ

イ 補助事業 ①ECサイト・共同宅配、②ご用聞き・共同宅配、③移動販売、

④買い物送迎車の運行、⑤来街された高齢者等のサポート(買い物同行支援)

ウ 補助率 1～3年目 1/2、4・5年目 1/3(市町負担:県の1/2期待)

エ 補助限度額 1～3年目 3,000千円(単独実施)

複数実施の場合は2,400千円加算。ただし、ECサイト・共同宅配にご用聞き・共同宅配を追加する場合は600千円(補助限度額6,000千円)

4・5年目 2,000千円(単独実施)

複数実施の場合は1,600千円加算。ただし、ECサイト・共同宅配にご用聞き・共同宅配を追加する場合は400千円(補助限度額4,000千円)

オ 補助期間 最長5年

【実績】 支援対象件数 4件

(6) 商店街コミュニティ機能強化応援事業 (9,661 千円)

子育て世代への支援を充実し、地域課題に応じた商店街のコミュニティ機能を強化する取組を支援

ア 対象者 商店街・小売市場、商工会・商工会議所 等

イ 対象事業 子育て支援など地域課題に対応したコミュニティ機能強化を図る活性化事業

ウ 補助率 (子育て支援事業)

・施設整備費 10/10 (定額) ※1年目のみ

・賃借料 10/10 (定額)

・活動費 1/2

(その他事業)

・賃借料 1/2

・活動費 1/2

エ 補助限度額 (1年目) 5,000 千円、(2・3年目) 4,000 千円

オ 補助期間 最長3年

【実績】支援対象件数 5件

(7) 空き店舗等を活用した障害者の地域交流促進事業 (4,600 千円)

空き店舗を活用した障害福祉サービス事業所や障害者による地域活性化事業を支援

ア 対象者

(ア) 就労移行支援事業・就労継続支援事業を行う事業所の運営法人

(イ) 障害福祉活動を実施する法人・団体

イ 対象施設 商店街などの空き店舗

ウ 事業内容

(ア) 対象経費 施設整備費、賃借料 等

(イ) 補助率 施設整備費：定額 賃借料：定額 (1/2 相当)

(ウ) 補助限度額 1年目：2,000 千円 2、3年目：500 千円

(エ) 補助件数 5件

【実績】支援対象件数 4件

(8) 商店街再編事業 (7,115 千円)

まちなか再生計画に基づく再編対象店舗の移転、開店に伴う内装工事等を支援

ア 補助内容

	店舗再編促進事業	再編店舗開業支援事業		再編店舗円滑化事業	
		(誘致支援)	(開業支援)		
対象経費	移転費用	コンサル 委託費	内装工事費 等	店舗賃借料	
補助期間		1年		3年	
補助率	1/3(伊達市1/3) (補助限度額:200千円)	2/3 (補助限度 額:5,000千 円)	2/3 (補助限度 額:4,000千 円)	1/2 (補助限度額) 店舗等の面積区分に応 じた助成単価に基づき算 出された額と実家賃の1/2 のいずれか低い額	
				面積区分(m ²)	助成単価(円)
				200以下	1,000円/m ²
				200超 1,000以下	500円/m ²
				1,000超 3,000以下	200円/m ²

【実績】 支援対象件数 6件

【新型コロナウイルス感染症対策】

(9) がんばろう商店街お買い物キャンペーン)

消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付商品券発行等を支援

ア 対象者 商店街、小売市場等

イ 対象経費 商品券プレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップ等の作成費 等

ウ 負担割合 県 2/3、市町 1/3[市町随伴義務]

3 中小企業施策の実績評価

(1) 中小企業の支援体制等の強化（第11条関係）

評価は達成率により ABCD に区分

(A : 100%以上、B:90%以上 100%未満、C:70%以上 90%未満、D : 70%未満)

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
企業立地件数	件	175	197	112.6	A
中小企業等融資制度における融資枠	億円	3,500	8,000	228.6	A
IT戦略推進事業支援件数(累計)	件	77	71	92.2	B
外国・外資系企業の進出件数	件	25	13	52.0	D
中小企業経営革新計画承認件数	件	120	90	75.0	C

(2) 中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成（条例第12条関係）

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
次世代産業におけるしごと創出数(累計)	人	3,261	4,010	123.0	A
女性就業相談室の支援による就業者数(累計)	人	1,700	1,798	105.8	A
県の支援によるUJIターン就職者数	人	700	774	110.6	A
地元企業・中小企業等とのマッチング就職面接会への大学生等の参加者数	人	2,500	2,535	101.4	A
中小企業就業者確保支援事業における奨学金返済支援者数	人	500	516	103.2	A
若者しごと倶楽部を通じた就職支援人数	人	2,000	2,489	124.5	A
専門人材と中小企業のマッチング件数	件	50	110	220.0	A
就業体験事業の体験人数	人	600	623	103.8	A
ものづくり大学校における中学生の体験者数	人	12,000	7,275	60.6	D
ものづくり大学校等での在職者訓練(技能向上訓練等)実施人数	人	1,200	1,064	88.7	C
航空産業非破壊検査トレーニングセンターにおける検査員養成人数	人	15	8	53.3	D
企業立地によるしごと創出数(累計)	人	12,081	12,442	103.0	A

(3) 中小企業者の雇用環境の整備（条例第13条関係）

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
中小企業従業員共済制度(ファミリーパック)の非正規従業員加入支援者数	人	1,000	2,651	265.1	A
障害者雇用率	%	2.30	2.25	97.8	B
仕事と生活の調和推進認定企業数	社	60	65	108.3	A
ひょうご仕事と生活センター研修実施企業数	社	200	197	98.5	B
中小企業育児・介護等離職者雇用助成件数	件	120	21	17.5	D
中小企業育児・介護代替要員確保支援助成件数	件	200	84	42.0	D
シルバー人材センター事業による就業実人員数	人	35,000	31,104	88.9	C

(4) 中小企業の新たな事業の展開等の促進 (条例第 14 条関係)

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
ひょうご産学官連携コーディネーター協議会によるコーディネート件数	件	25	23	92.0	B
新素材関連産業の出荷額	億円	26.8	4.4	16.4	D
兵庫県最先端技術研究事業(COEプログラム)による産学官共同研究参加企業数	社	24	72	300.0	A
FOCUSスパコンを利用した研究開発企業数	社	170	228	134.1	A
SPring-8県ビームライン稼働率	%	100	100	100.0	A
成長期待企業支援企業数	件	100	95	95.0	B
異業種交流グループ支援件数	件	40	18	45.0	D
ひょうごNo.1ものづくり大賞選定件数	件	7	6	85.7	C
ひょうごオンリーワン企業認定数	社	10	9	90.0	B
ひょうご次世代産業高度化プロジェクト参加・支援企業数(累計)	社	9,213	9,230	100.2	A
ひょうご次世代産業高度化プロジェクトAI・IoT分野参加・支援企業数(累計)	社	814	1,731	212.7	A
県立工業技術センターの共同・受託研究等の実施件数	件	800	671	83.9	C
ものづくり支援センターによる共同研究プロジェクトのコーディネート件数	件	30	23	76.7	C
県内に本社を置く企業の海外進出数	社	709	688	97.0	B

(5) 中小企業の販路の拡大支援 (条例第 15 条関係)

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
国際フロンティア産業メッセ参加企業数	社	500	360	72.0	C
ひょうご海外ビジネスセンターにおける相談件数	件	420	427	101.7	A
中小企業海外展開支援助成件数(累計)	件	223	212	95.1	B

(6) 中小企業者の受注機会の増大 (条例第 16 条関係)

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
官公需契約にかかる中小企業への発注	%	83.3	83.7	100.5	A

(7) 中小企業の創業等の促進 (条例第 17 条関係)

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
起業支援件数	件	233	198	85.0	C
起業プラザひょうご会員数	人	150	191	127.3	A
コワーキング施設開設支援件数	件	8	6	75.0	C

(8) 中小企業の事業の承継の促進 (条例第 18 条関係)

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
商工会・商工会議所の指導による事業承継計画策定件数	件	30	26	86.7	C

(9) 中小企業者の災害時の事業継続支援（条例第 19 条関係）

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
企業BCPの策定事業所数[県支援制度を活用した事業所数]	件	150	39	26.0	D

(10) 地場産業の振興（条例第 20 条関係）

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
じばさんひょうごブランド創出支援事業、地場産業ブランド力強化促進事業、地場産業海外展開支援事業による支援件数	件	20	28	140.0	A

(11) 商店街の活性化（条例第 21 条関係）

指標名	単位	目標値	実績値		
		R3	R3	達成率	評価
商店街支援事業支援件数(累計)	件	525	740	141.0	A
新たな担い手による空き店舗への出店数	件	70	45	64.3	D

中小企業の振興に関する条例

平成 27 年 10 月 30 日兵庫県条例第 44 号
改正

令和元年 12 月 16 日兵庫県条例第 23 号

県内企業の大宗を占める中小企業は、本県経済の発展に寄与し、多くの雇用の場を創出する産業活力の原動力である。ものづくり立県である本県には、世界に通用する優れた技術を有する中小企業が数多く存在するほか、郷土の歴史と伝統に培われ、地域と密着した多様な地場産業の産地が各地に形成されており、中小企業は、まちづくりや文化の形成を促進するなど、社会の主役として地域を支え、県民生活の向上に重要な役割を担っている。

こうした中、中小企業を巡る情勢は、企業間競争の激化や市場規模の縮小など、大きく変化しつつあり、その経営環境は極めて厳しい状況にある。特に小規模企業は、資金や人材等の経営資源の確保が難しく、さらに困難な経営状況に直面している。

本県では、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に一極集中している人口及び活力を地方に分散することによって、将来にわたり活力のある地域社会を構築していく「地域創生」を積極的に推進しており、その取組を実効あるものにするためには、地域の経済と雇用を支える中小企業の成長や持続的発展が不可欠である。

中小企業は、経営資源の制約等から幾多の困難にさらされてきたが、県内の中小企業の多くは、競争力の源泉ともいえる伝統や文化、技術の継承のみならず、県民気質でもある時代を先取りする「進取の気性」を有し、自らの努力と創意工夫や挑戦を重ねることでその苦難を乗り越えてきた歴史がある。

こうした意欲を持った中小企業が持てる力を十分発揮できるよう、不足する経営資源を補い、その自助努力を支援していく取組が今求められている。

中小企業の振興が県政の最重要課題の一つであることを再認識し、地域の経済の活性化ひいては本県の持続的発展を確固たるものにするため、各般の施策を総動員することによって、地域ぐるみで本県の中小企業の振興、とりわけ小規模企業の振興に、県が先頭に立ち積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が地域の経済及び雇用を支え、地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、兵庫県の地域創生を実効あるものとし、もって地域の経済の発展、雇用の促進及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 新規中小企業者 中小企業者のうち官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第2項に規定する新規中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業関係団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業の振興を目的とする団体であつて、県内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫及び信用協同組合その他の金融機関であつて、県内に事務所を有するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の会社（金融機関を除く。）であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) 大学等 大学、高等専門学校その他の教育研究機関であつて、県内に所在するものをいう。

（基本理念）

- 第3条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した中小企業者の経営の向上に対する自主的な努力及び創意工夫を促進することを旨として、推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、本県に存する多様な技術、優れた産業基盤、特色ある地域資源等を積極的に活用することにより、推進されなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、大学等その他の関係機関と連携を図るものとする。
- 3 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、小規模企業者に対して、その経営の状況に応じ、事業の持続的発展が図られるよう、必要な配慮をするものとする。

（市町の役割）

- 第5条 市町は、県、他市町及び中小企業関係団体と連携し、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（中小企業者の役割）

- 第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるものとする。
- 2 中小企業者は、地域社会の担い手として、その事業活動を通じ、地域の経済の発展及び県民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

（中小企業関係団体等の役割）

- 第7条 中小企業関係団体は、中小企業者が経営の向上を図る取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

- 2 中小企業関係団体は、その活動を行うに当たっては、県及び市町が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 金融機関は、中小企業の資金需要に対する適切な対応のほか、中小企業の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、中小企業者が経営の向上を図る取組に対する協力を努めるものとする。
- 4 大企業者は、その事業活動における中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者に対し、事業機会の拡大及び技術の向上その他必要な協力をするよう努めるものとする。
- 5 大学等は、中小企業者が行う研究開発及び人材の育成に対する支援に努めるとともに、学生に対する中小企業に関する情報の提供及び就業体験等を通じた職業意識の醸成に努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、中小企業の振興が、地域の経済の発展及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業者が供給する商品の購入及び役務の利用、中小企業における就労等を通じ、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第9条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定するものとする。

- 2 知事は、前項の計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止（以下「策定等」という。）に当たっては、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の計画に基づく中小企業の振興に関する施策の策定等について準用する。
- 4 知事は、第1項の計画の策定等をしたときは、これを公表するものとする。

(議会の議決)

第10条 知事は、前条第1項の計画の策定等をするに当たっては、議会の議決を経なければならない。

(中小企業の支援体制等の強化)

第11条 県は、中小企業が抱える経営課題の解決に資するため、中小企業者が相談その他総合的な支援を受けることができる体制を整備するとともに、中小企業関係団体の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成)

第12条 県は、中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るため、雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の雇用環境の整備)

第13条 県は、中小企業者による多様な就業の機会の創出を促進するため、中小企業者が行う従業員の仕事と生活の調和に配慮した雇用環境の整備のための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の新たな事業の展開等の促進)

第 14 条 県は、中小企業の新たな事業の展開を促進するため、新たな商品又は役務の開発の促進、商品の新たな生産若しくは販売の方式又は役務の新たな提供の方式の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の競争力の強化を図るため、技術開発の促進、産学官又は産業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の販路の拡大支援)

第 15 条 県は、中小企業の販路の拡大を支援するため、中小企業者の連携又は共同での販路の開拓を支援するとともに、見本市、商談会等に出展する中小企業者への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の受注機会の増大)

第 16 条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の創業等の促進)

第 17 条 県は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の実施、創業に必要な資金の供給の円滑化、創業をしやすい先進的な事業環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新規中小企業者に対し、融資制度の充実、販路拡大の支援、官公需の受注機会の確保等の促進に努めるものとする。

(中小企業の事業の承継の促進)

第 18 条 県は、中小企業に蓄積された経営資源の散逸を防ぎ、円滑な事業の承継を促進するため、中小企業の後継者の育成、経営資源の効果的な活用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業者の災害時の事業継続支援)

第 19 条 県は、地震、風水害その他の災害時において中小企業者が速やかに復旧復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地場産業の振興)

第 20 条 県は、地場産業を振興するため、商品の付加価値を高め、他の産地との差別化を図ることにより、情報発信力及び市場競争力において優位性を持たせるブランド化の促進、技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商店街の活性化)

第 21 条 県は、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与する商店街の活性化を図るため、商店街の活性化に取り組む団体に対する支援、商店街における創業の促進又はまちのにぎわいづくりに向けた取組に対する支援、空き店舗の増加等により衰退が著しい商店街の再生を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援措置)

第 22 条 県は、第 11 条から前条までに規定する中小企業の振興に関する施策を推進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の向上等を図るための財政上の措置
- (2) 中小企業者の資金調達の円滑化等を図るための金融上の措置
- (3) 中小企業者の事業活動の促進を図るための税制上の措置
- (4) 中小企業者に対する技術的な支援及び経営指導その他の必要な措置

(市町への支援)

第 23 条 県は、市町と協力して中小企業の振興に関する施策を推進するため、市町に対する情報提供、助言その他の必要な支援を講ずるものとする。

(施策の実施状況の報告等)

第 24 条 知事は、毎年度、第 9 条第 1 項の計画に基づく中小企業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表しなければならない。

(補則)

第 25 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(中小企業の振興に関する計画に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されているひょうご経済・雇用活性化プランのうち中小企業の振興に関する部分を、第 9 条第 1 項の規定により策定された計画とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。